

消費財輸入法規ハンドブック

2010年度版

2010年10月

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

目次

輸入法規ハンドブック（消費財）	2
I. ファッション	2
I-1. 革靴	2
I-2. メガネ	3
I-3. バッグ	4
II. インテリア・雑貨	5
II-1. カーペット	5
II-2. 食器	6
II-3. ガスライター	7
II-4. 玩具	8
III. 乗り物	10
III-1. 自転車	10
III-2. オートバイ	12
III-3. ヘルメット	14
III-4. 乗用車	16
III-5. ヨット・モーターボート	18
IV. 美容・健康	20
IV-1. 化粧品	20
IV-2. アロマ用品	23
IV-3. 漢方薬・生薬	25
V. 趣味	28
V-1. 楽器	28
V-2. 登山用品	30
V-3. 映像ソフト	31
VI. その他	33
VI-1. 車椅子	33
VI-2. ベビーベッド	35
VII. 主要関連法令の概要	37
VII-1. 景品表示法について	37
VII-2. 容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法について	39
VII-3. 工業標準化法（JIS規格）について	41
VII-4. 家庭用品品質表示法について	43
VII-5. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）について	45
VII-6. 電気用品安全法について	47
VII-7. 消費生活用製品安全法について	49

輸入法規ハンドブック（消費財）

I. ファッション

I-1. 革靴

革製履物（HS6403～6405）は関税割当制度の対象品目です。

1. 関税定率法（関税割当）

関税割当制度に関する政令に基づき、一定の枠内での輸入分については低率な関税率（一次税率）を適用し、一定枠を超える輸入分については高率な関税率（二次税率）を適用します。関税割当証明書の申請方法は、経済産業省および各地方経済産業局より発表されます。

2. 輸入貿易管理令（ワシントン条約）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）で規制する野生動植物の加工品についても輸入禁止ではないこと、または同条約付属書の分類に基づき輸出国政府機関発行の輸出許可書・原産地証明書などや経済産業大臣が発行した輸入承認証などが必要です。一般名では同条約の対象動物に該当するか否か、または飼育されたものかどうかの判断が困難なため、皮革製品についてインボイスには「正式な学名」を記載するよう指導が行われています。

付属書Ⅰに該当するものは、学術研究目的の輸入、または商業・非商業取引を目的として繁殖したものの輸入および条約適用前に取得したものの輸入であることを確認し、輸入承認を得る必要があります。付属書ⅡおよびⅢに該当するものについて、国際取引を厳密に規制（輸出禁止等）している国・地域を原産とする動植物などの場合、輸出国の管理当局が発行した輸出許可書の写しを添えて輸入公表第3号の事前確認を取得する必要があります。事前確認の対象とならない場合、付属書Ⅱについては輸出国の管理当局が発行した輸出許可書の原本、付属書Ⅲについては輸出国の管理当局が発行した再輸出証明書または原産地証明書の原本を通関時に税関に提出します。

その他、知的財産権侵害物品関係（商標権、意匠権等を侵害する偽ブランド品等は輸入が禁止されています）、原産地の虚偽または誤認表示がある製品（輸入時には関税法、国内販売時には景品表示法により、輸入販売が禁じられています）にもご注意ください。

<問い合わせ先・参考URL>

関税割当制度（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/tariff/page1.htm

経済連携協定における関税割当制度（税関）

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate.htm

輸入貿易管理令－ワシントン条約（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/index.html

I-2. メガネ

【HS分類】

ガラス製以外の眼鏡用レンズ（9001.50）、プラスチック製の眼鏡フレーム（9003.11）、サングラス（9004.10）、サングラス以外の視力矯正用・保護用眼鏡（9004.90）

特に視力補正用眼鏡やコンタクトレンズは薬事法の医療機器に該当するため注意が必要です。

1. 薬事法

視力補正用眼鏡および視力補正用レンズは「一般医療機器（クラス1）」に該当し、「第三種医療機器製造販売業許可」が必要です。品目ごとの承認は不要ですが、医薬品医療機器総合機構への「製造販売届」は必要です。

ちなみにコンタクトレンズ（おしゃれ用カラーコンタクトを含む）は「高度管理医療機器（クラス3）」に該当するため「第一種医療機器製造販売業許可」と厚生労働大臣の承認が輸入者に必要な条件となります。

2. 家庭用品品質表示法

日本国内で一般消費者に対し対象商品の販売を行う場合、同法に基づく表示が義務付けられています。日本国内に営業拠点のある輸入業者や販売業者等が表示者になり、消費者に判りやすい日本語表示が必要です。

特に「サングラス（視力補正用のものを除く）」については「雑貨工業品品質表示規程」に義務表示事項（品名、レンズの材質、枠の材質、可視光線透過率、紫外線透過率、使用上の注意）等が定められています。

3. その他の国内関連法

(1) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

同法に基づく業界自主規制として、眼鏡公正取引協議会が策定した「眼鏡類の表示に関する公正競争規約」があります。

(2) 関税法（知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差止められます。

(3) ワシントン条約：輸入貿易管理令（特殊な材質：べっこう等）に該当する場合は注意が必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

医療機器の製造販売手順について（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/iryokiki/file/iryokiki.pdf>

初めて医療機器の申請をおこなう方へ（東京都福祉保健局）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/law/hajimete/index.html>

おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/colorcontact/index.html>

家庭用品品質表示法（消費者庁、経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

（雑貨工業品品質表示規程：サングラス）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/law/law_07.html#21

眼鏡類の表示に関する公正競争規約（眼鏡公正取引協議会） <http://www.megane-ktk.or.jp/>

I-3. バッグ

バッグ類は概ねHS4202に分類されますが、材質その他により関税率も異なります。特に皮革の種類によってはワシントン条約等の規制を受けます。

1. 輸入貿易管理令（ワシントン条約）

ワシントン条約に該当する科・属の動植物およびその一部や加工品（バッグも含む）の輸入は原則禁止されているか、または輸入公表による承認あるいは事前確認品目もしくは確認申請あるいは通関時確認品目の対象です。その場合、経済産業省の輸入承認書、確認書および輸出国当局発給の輸出許可書、原産地証明書、または再輸出証明書、加工証明書等が必要であり、通関できる空海港も限定されています。

2. その他の国内関連法

(1) 関税法（知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品は輸入が差止められます。

(2) 家庭用品品質表示法

牛革、馬革、豚革、羊革またはやぎ革を使用した「かばん」は、同法の定める「雑貨工業品品質表示規程」により、皮革の種類、手入れ方法および保存方法、表示者の名称、住所または電話番号についての表示が必要です。

(3) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

原産地の虚偽または誤認表示がある製品の輸入販売が禁じられています。過大な景品付販売も禁じられています。ゴルフのキャディバッグについては、同法に基づく業界規制として「スポーツ用品の表示に関する公正競争規約」があります。

<問い合わせ先・参考URL>

輸入貿易管理令－ワシントン条約（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/index.html

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

家庭用品品質表示法（消費者庁、経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

（雑貨工業品品質表示規程：かばん）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/law/law_07.html#2

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（スポーツ用品公正取引協議会）

<http://www.jaspo.org/RULES/01mokuji.html>

Ⅱ. インテリア・雑貨

Ⅱ-1. カーペット

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物は、繊維の種類などによりHS57類に分類されます。日本から生地や原材料を輸出し、海外で委託加工した繊維製品を輸出許可日から1年以内に輸入する場合は、輸出の際に「加工・組立輸出貨物確認申告書」を税関に提出して確認を受けておく手続きによって、輸出原材料の関税額相当額が輸入通関時に減税される加工再輸入減税制度があります。

1. 家庭用品品質表示法

家庭用として供する床敷物（パイルのあるものに限る）については、繊維製品品質表示規程に基づき、繊維の組成、表示者名および住所または電話番号等を必ず表示しなければなりません。

2. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

繊維の防虫加工剤などに用いられる化学物質のうち、人の健康に被害を及ぼす恐れのある指定化学物質については基準値に適合しないものの販売は禁止されています。

3. 消防法

劇場やホテルなどで使用される床用敷物は、防火性能の基準を満たした「防火物品」である必要があります。基準に適合したものに防火ラベルを付けることが義務付けられており、ラベルのないものは防火物品として販売することは禁止されています。

4. 古物営業法

アンティークに属する絨毯を取り扱うには古物商許可が必要な場合があります。

<問い合わせ先・参考URL>

加工再輸入減税制度（税関）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1605_jr.htm

家庭用品品質表示法（消費者庁、経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

（繊維製品品質表示規程：床敷物－パイルのあるものに限る）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/guide/fiber/fiber_26.html

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

財団法人 日本防火協会（防火物品） <http://www.jfra.or.jp/kigyou/index.html>

古物営業法（警視庁） <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kaisetu.htm>

II-2. 食器

【HS分類】

プラスチック製 (3924.10)、木製 (4419.00)、紙製 (4823.69)、磁器製 (6911.10)、陶器製 (6912.00)、金属製はその素材により鉄製 (7323)、銅製 (7418.19)、アルミ製 (7615.19) など。銀製など貴金属製および貴金属を貼ったもの (7114)、またテーブルナイフ (8211.91) やスプーン・フォークなど (8215) といった関税分類もあります。

1. 食品衛生法

販売または営業上使用する目的で輸入する場合、厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」に関係書類を添付して届け出る必要があります。

同法上、食器は「器具」に該当し、材質などについての規格基準が定められていますので、予めこれに適合していることを確認しておく必要があります。紙製やプラスチック製などの使い捨て食器も適用対象です。

輸入者は厚生労働大臣指定の検査機関または輸出国の公的検査機関の検査成績書等を提出すれば検疫所の衛生検査を省略されますが、これまで通関手続きに利用されてきた先行サンプルの取り扱いについては、実際に販売・営業目的で輸入される本貨物との同一性の確認が困難であること等の理由から廃止されていますので注意が必要です。

2. 家庭用品品質表示法

プラスチック製の食器は「合成樹脂加工品品質表示規程」の「食事用、食卓または台所用の器具」に該当し、原料樹脂や耐熱温度などの表示義務があります。同様にガラス製（強化ガラス製、ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製）と漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食器にも「雑貨工業品品質表示規程」に表示義務事項の定めがあります。

その他、景品表示法（消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示等の禁止）、知的財産権関連（偽ブランドなど侵害物品の輸入禁止）、使い捨て食器は容器包装リサイクル法および資源有効利用法などにも留意する必要があります。

<問い合わせ先・参考URL>

食品衛生法に基づく輸入手続き（厚生労働省検疫所）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

（器具・容器包装の規格基準）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/index.html>

家庭用品品質表示法（消費者庁、経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/index.html>

II-3. ガスライター

ライター（HS9613）の輸入にあたっては、高圧ガス保安法の適用除外物品とする手続きが必要です。

1. 高圧ガス保安法

同法の適用を除外されるエアゾール製品（スプレー缶、ライター、簡易ガスコンロ用ボンベ等）の輸入通関にあたっては、本邦もしくは外国の検査機関、液化ガスを充てんしたガスライターの製造者、または輸入者自らが「試験成績書」を作成し、経済産業大臣が告示で定めている要件に合致していることが確認されなければなりません。成績書が提出されないか又は判定欄に「不適合」の項目がある場合は、管轄地の都道府県知事による検査（輸入検査申請）が必要となります。

2. 関税法（知的財産権侵害物品）ほか

偽キャラクターや紛らわしい名称の無断利用など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権など）を侵害する物品の輸入は禁止されています。不正競争防止法などにより、輸入者が違法と知らなくても侵害物品として輸入が差し止められます。また、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）では、過大な景品付き販売や消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示などを禁じています。

3. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。自動車のダッシュボードに入れておいたら突然発火した、ライターに点火したとたん大きな炎が上がって火傷を負ったなどの例が報告されています。製品安全協会が認定するSGマークは安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。「携帯用簡易ガスライター」が同制度の対象品目となっています。

4. 製造物責任法／業界基準

製造物責任法（PL）などへの対応にも注意が必要です。日本喫煙具協会では、会員企業が製造販売する注入式ガスライター（ライセンスブランドを含む）を対象に消費安全基準を設定しており、公的検査機関に検査委託のうえ、安全基準に適合した製品にはPL（製造物賠償責任）保険を付与するSGと同様の「適合品」シールを発行しています。

<問い合わせ先・参考URL>

高圧ガス保安法（原子力安全・保安院）

http://www.nisa.meti.go.jp/11_hipregas/aerosol_toriatsukai.htm

（告示：高圧ガス保安法施行令関係告示：平成9年第139号第4条参照）

http://www.nisa.meti.go.jp/5_law/pdf/kouatsuhou/09_139.pdf

（通達：高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて：平成09・03・27立局第2号）

http://www.nisa.meti.go.jp/5_law/pdf/kouatsu_tsutatu/090327_2.pdf

高圧ガス保安法の届出案内（東京都の例）

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/hoan/hanbai/hoantodoke.htm>

税関による知的財産権侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） <http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0035-03.pdf>

社団法人 日本喫煙具協会 <http://www.jsaca.or.jp/>

II-4. 玩具

一般に玩具類はHS95類に分類されますが、近年の玩具は機能・性能等により多種多様であり、製品によって関係法令も異なると考えられます。本項では主な法令等のみ、以下のとおりです。特に乳幼児用については注意が必要です。

1. 食品衛生法

同法に基づき厚生労働大臣が規定（同法施行規則第78条）したもの、具体的には、(1)乳幼児が口にす（可能性を含む）玩具、(2)アクセサリ玩具、うつつ絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロック、ボール、ままごと用具、(3)その他これらと組み合わせて遊ぶおもちゃ等については規格基準や試験法が定められており、これに適合しないものは輸入できません。貨物を通関する空海港管轄の厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」に必要書類を添付して届け出る必要があります。

2. 電気用品安全法

おもちゃのなかには電動式のものも多く、同規制に該当しないかどうか注意を要します（例：電気遊戯盤、その他の電子応用遊戯器具等）。

同法に該当する品目の輸入を行う事業者は、事業開始の日から30日以内に所定の事項（電気用品輸入事業届出書）を経済産業大臣（経済産業局）に届け出る義務があり（届出事業者という）、届出事業者は輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要があります。

同法規定の電気用品は、同法施行令で指定する「特定電気用品」（115品目）と「特定電気用品以外の電気用品」（339品目）に分かれ、特定電気用品は国の登録検査機関による適合性検査に合格（適合性証明書の交付）しなければなりません。特定電気用品以外の電気用品も自主検査（国が定めた検査方式による検査を行う、登録検査機関への委託も可）は必要です。届出事業者は基準に適合し、検査等を実施した電気用品に国が定めた表示（PSEマーク、事業者名、定格電流等）を付したうえで販売しなければなりません。

製品流通後も届出事業者は重大事故発生時の報告等の義務を負います。

玩具のなかには「特定電気用品」に該当する品目（おもちゃ用変圧器、電熱式おもちゃ、電動式おもちゃ、電気乗物など）もあれば「特定電気用品以外の電気用品」に該当する品目（内蔵部分品やリチウムイオン蓄電池など）も多く、いずれの場合も事前の準備対応が必要です。

3. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。乳幼児用品では、三輪車、足踏式自転車、ぶらんこ、すべり台、幼児用鉄棒などが同制度の対象品目です。

4. 業界基準（STマーク制度）

日本玩具協会が認定するSTマークは、安全な玩具としての基準（ST基準）に適合していると認められた玩具に付けられる任意マークです。STマーク付き製品の欠陥により万一消費者がケガなどした場合、一定金額の範囲内で損害賠償金が支払われますが、一方で商品の自主回収も求められます。

特に昨今、輸入玩具の安全対策強化への一環として、STマーク有効期間が2年間に短縮され、新基準（ST2007）への移行などが進められています。

同協会では、目や耳の不自由な子供たちも一緒に遊べるように配慮が施された「共遊玩具」を示す「盲導犬マーク」と「うさぎマーク」も認定を行なっています。

5. その他の国内関連法

(1) 関税法（知的財産侵害物品・不当表示関係）

偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差止められます。また、並行輸入は禁止されていませんが、侵害物品について原権利者から税関に対し、輸入差止申立がされているものもあります。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

過大な景品付販売や消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示などを禁じています。また、おもちゃの性質や機能（電気用品、写真機、楽器、スポーツ用品等）によっては、同法に基づき各業界団体が定めている公正競争規約に対応した表示も参考にされるべきでしょう。

(3) 家庭用品品質表示法（繊維製品品質表示規程に関係ありそうな商品構成の場合）

その他の他法令、例えば電波法（例：ラジコン）やリサイクル関連法令（例：小形二次電池＝資源有効利用促進法）などに関連する場合もあるので注意を要します。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

食品衛生法に基づく輸入手続き（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

（おもちゃ） <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/5.pdf>

電気用品安全法（経済産業省） <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

（手続きの流れ） http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

社団法人 日本玩具協会（STマーク） <http://www.toys.or.jp/>

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

社団法人 全国公正取引協議会連合会（公正競争規約） <http://www.jfftc.org/>

Ⅲ. 乗り物

Ⅲ－１. 自転車

関税分類はHS8712.00（電動アシスト付は8711.90）ですが、部品や付属品（8714）の分類は分かれますので、詳細は税関相談官室に確認されることをお勧めします。

自転車は、製品の特性上、万が一欠陥による事故が発生した場合等の輸入者が負う賠償責任への対応が求められます。

1. 道路交通法（TSマーク）

普通自転車、電動アシスト（駆動補助機付）自転車などは基準が定められており、製作・組立または販売を業とする者は国家公安委員会による型式認定を受けた後、任意保険を付帯したものには基準適合TSマーク（Traffic Safety）を表示することができます。型式認定試験審査は、日本交通管理技術協会が行っています。

2. 業界基準（BAAマーク）／工業標準化法（JIS規格）

自転車協会の「自転車安全基準」に基づく型式検査を受けて認証されたものにはBAAマーク（Bicycle Association (Japan) Approved）を表示することができます。但し、PL保険への加入が義務付けられます。型式検査は日本車両検査協会や自転車産業振興協会技術研究所で行っています。

なお、平成20年10月より原則全ての自転車構成部品を対象に環境負荷の高い6物質（鉛、水銀、カドミウム等）について使用削減のための新基準が設けられています。

JIS規格にも「一般用自転車（JISD9301）」「幼児用自転車（JISD9302）」など様々な自転車および部品等の関連規格があります。

3. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。製造物責任法（PL法）への対応も別途必要です。

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。万が一、SGマーク製品の欠陥により事故が起きた場合は、一定金額の範囲内で対人賠償保険が付いています。

自転車用品および付属品としては以下の製品が対象品目となっています。

- ・ 自転車
- ・ 自転車用/電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット
- ・ 自転車用幼児座席
- ・ 自転車用空気ポンプ

4. その他の国内関連法

(1) 労働安全衛生法／外国為替および外国貿易法（外為法）

アスベストが含まれる自転車および部品は輸入できません。具体的には自転車のクラッチまたはブレーキに用いられる摩擦材部品（クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング）に注意が必要です。

労働安全衛生法（2004年10月政令）を受けた外為法輸入公表（2005年9月）より、アスベスト含有部品を使用していない証明が求められています。（二の二号承認、第2の5）

(2) 資源有効利用促進法（電動アシスト自転車）

電動アシスト自転車は同法による「指定再利用促進製品（再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品）」および「指定再資源化製品（密閉型蓄電池を部品として使用する製品）」に該当し、一定台数量（1000台以上）の輸入販売業者に対しても3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組みが義務付けられています。

(3) 関税法（知的財産権侵害物品）ほか

偽キャラクターや紛らわしい名称の無断利用など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権など）を侵害する物品の輸入は禁止されています。不正競争防止法などにより、輸入者が違法と知らなくても侵害物品として輸入が差し止められます。

その他、自治体条例等リサイクル・産廃適正処理関連への対応などにも注意を要します。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

財団法人 日本交通管理技術協会（TSマーク） <http://204.227.185.48/examination/index.html>

社団法人 自転車協会（BAAマーク） <http://www.baa-bicycle.com/about/point/index.html>

財団法人 自転車産業振興協会 <http://www.jbtc.or.jp/>

財団法人 日本車両検査協会 <http://www.jvia.or.jp/>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

資源有効利用促進法（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/entrepreneur/index.html

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

Ⅲ－２．オートバイ

モーターサイクル及びサイドカー（HS8711）は排気量別に関税分類が細分化されます。

【HS分類】エンジン排気量50cc以下のモペット（8711.10）、50～250ccの原付スクーター（8711.20）、800cc超の大型バイク（8711.50）など

バイクには上記関税分類のほか、車両の技術基準について規定した「道路運送車両法」による区分（125cc以下の二輪車を原動機付き自転車とし、従って高速道路などを走行できるのは125ccを超える軽二輪もしくは小型二輪自動車に限られる）や「道路交通法」による区分（50～400ccを普通自動二輪車とし、401cc以上を大型自動二輪車に分類）があります。

輸入販売にあたり関連法令は多岐にわたるため、本項では「道路運送車両法」を中心に解説します。

1．道路運送車両法

エンジンの総排気量および車両の大きさによって以下のように区分され、検査・届出等が必要です。

- （１）総排気量126～250cc、車両の大きさが長さ2.5m以下、幅1.3m以下、高さ2m以下のものは「軽二輪自動車」の保安基準に適合していることを条件に、国土交通省地方運輸局・都道府県陸運支局へ届け出る必要があります。保安基準の確認にあたっては型式認定でよく、車検不要です。
- （２）総排気量251cc以上、車両の大きさが（１）を超えるものは「小型二輪自動車」の保安基準に適合していることを条件に、国土交通省地方運輸局へ届け出る必要があります。保安基準の確認にあたっては型式指定を受ける必要があります、車検も必要です。
- （３）総排気量125cc以下、車両の大きさが（１）以下のものは「原動機付き自転車」としてさらに「第一種（50cc以下）」と「第二種（51～125cc）」に分かれますが規制内容は同じで、保安基準に適合していることを条件に、各市町村へ届け出る必要があります。保安基準の確認にあたっては型式認定でよく、車検不要です。

日本における輸入車の認証制度は「型式指定制度」「新型自動車等届出制度」「輸入自動車特別取り扱い制度」の3種類があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

a．型式指定制度：

予めサンプル車と書類提出により車両審査を行い、製品均一性確保の体制についても審査がなされます。型式指定を受けた二輪自動車は新規検査の際、現車提示が省略でき、国内で大量販売予定の輸入車に利用されます。

b．新型自動車届出制度：

予めサンプル車を提示して車両審査を行ない、新規検査は現車とサンプル車との同一性確認のみで、製品均一性確保の体制審査は省略されます。仕様・車種が多いトラック／バスのほか、小型自動二輪でも同制度を利用する場合があります。

c．輸入車特別取扱い制度：

日本国内で少量販売予定の輸入車にのみ適用（年間2,000台以下）される制度では、サンプル車の提示が省略、提出書類も簡素化されています。

但し、運輸支局あるいは自動車検査登録事務所での検査の際、a．の場合はメーカー等が発行する検査証があれば現車提示が不要となるのに対し、bとcでは、事前認証どおりかどうか現車のチェックを受けたうえでないとナンバープレートが交付されません。

さらに上記の自動車認証制度は、個人輸入、逆輸入および並行輸入には適用されません。この場合、1台ごとの検査による保安基準への適合確認が必要です。海外仕様車はヘッドライト光軸、メーター表示、排気ガス対策などあらゆる点で国内仕様と異なり、保安基準を満たすよう様々な改善が必要とされます。

新規審査申請書類（新車の場合）

- ・保安基準適合証、・完成検査終了証（型式指定の場合）、・排ガス検査終了証（型式許可・型式認証の場合）、・譲渡証明書、・自動車通関証明書、・並行輸入自動車届出書（並行輸入の場合）、
- ・自賠責保険証明書、・自動車重量税納付書、・ユーザーの住民票等

2. 景品表示法／公正競争規約

同法に基づき自動車公正取引協議会では「二輪車公正競争規約」により、新車・中古車販売の表示等について基準を定めています。

その他、リコール対応など製造物責任（PL）やリサイクル対応など数多くの関連法令があります。

なお、海外からの引越しの際に個人用を輸入する場合、特定用途免税の適用を受けるには、当該入国者またはその家族の個人的な使用に供するもので、かつ、通関の際に外国での自動車登録証、保険証、譲渡証明書などによって入国者が既に使用していたものであり、かつ我が国に住所を移転するために入国するものであることを輸入地所轄の税関に証明する必要があります。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

（自動車の個人輸入）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1109_jr.htm

自動車検査・登録ガイド（全国運輸支局）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm>

社団法人 日本自動車工業会

http://www.jama.or.jp/motorcycle/living/05_05.html

社団法人 自動車公正取引協議会（二輪車公正競争規約）

http://www.aftc.or.jp/index_mc.html

リコール・不具合情報（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

財団法人 自動車リサイクルセンター（二輪車リサイクルシステム）

<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

Ⅲ-3. ヘルメット

ヘルメット（HS6506）は、乗物用に限らず本項では全般的に概説します。製品の特性上、万が一欠陥による事故が発生した場合等の輸入者が負う賠償責任への対応が求められるほか、特に工事現場用などには労働安全衛生法の規格があります。

1. 労働安全衛生法

同法に基づき「保護帽（物体の飛来や落下、墜落による危険を防止するためのもの）」には規格が定められており、登録型式検定機関が行う型式認定を受けて合格したものでなければ、使用してはならないとされており、規格には次のような項目が規定されています。

- ・保護帽の各部に使用する材料、
- ・保護帽の構造、
- ・保護帽の耐貫通性能、
- ・性能試験に用いる人頭模型／試験用円錐型ストライカー及び試験用ジグ、
- ・保護帽の衝撃吸収性能、
- ・保護帽の表示義務

型式検定の対象品目として、新規に検定を受けようとする場合は、検定申請書に保護帽の構造図面および製造検査設備等の概要（輸入品の場合は海外メーカーの製造・検査設備に関する書類が必要）等の書類を添えて、申請する型式の現品とともに産業安全技術協会へ手続きを行います。

2. 消費生活製用品安全法

(1) PSCマーク制度(Product Safety of Consumer Products)

同法に基づく省令（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）で特定製品に指定されている「乗車用ヘルメット」の販売を行う場合、「特定製品輸入事業届出書」を管轄の経済産業局長（事業所が複数地域にわたる場合は経済産業大臣）に提出し、指定検査機関（日本車両検査協会）による適合検査が義務付けられています。事業者は基準に適合し、検査等を実施した製品に国が定めた表示（PSCマーク等）を付したうえで販売しなければなりません。

(2) SGマーク制度

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。万が一、SGマーク製品の欠陥により事故が起きた場合は、一定金額の範囲内で対人賠償保険が付いています。ヘルメット類では以下の製品が同制度の対象品目となっています。

- ・野球用ヘルメット、
- ・軟式野球用ヘルメット及びソフトボール用ヘルメット、
- ・野球及びソフトボール用捕手ヘルメット、
- ・野球投手用ヘッドギア、
- ・自転車用/電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット、
- ・乗車用ヘルメット

(3) 重大事故情報報告・公表制度

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。製造物責任法（PL法）への対応も別途必要です。

3. その他の国内関連法

(1) 工業標準化法（JIS規格）／道路交通法

乗車用ヘルメット（JIST8133）と自転車用ヘルメット（JIST8134）にはJIS規格があります。また、道路交通法は乗車用ヘルメットの販売を直接規制するものではありませんが、同法施行細則でもヘルメットの基準（例：重量2kg以下であることetc.）が定められています。

(2) 家庭用品品質表示法／景品表示法

日本国内で一般消費者に対する家庭用品の販売を行なう場合、家庭用品品質表示法に基づく表示が義務付けられています。日本国内に営業拠点のある輸入業者や販売業者等が表示者になり、消費者に判りやすい日本語表示が必要です。また、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）により過大な景品付販売や消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示等は禁止されています。

(3) 関税法（知的財産権侵害物品）ほか

偽キャラクターや紛らわしい名称の無断利用など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権など）を侵害する物品の輸入は禁止されています。不正競争防止法などにより、輸入者が違法と知らなくても侵害物品として輸入が差し止められます。

(4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）ほか

同法の第一種特定物質に該当する化学物質を使用したプラスチック製等のヘルメットは輸入できません。また、その他の化学物質関連規制にも注意を要します。

<問い合わせ先・参考URL>

労働安全衛生法－保護帽の規格（安全衛生情報センター）

<http://www.jaish.gr.jp/azen/hor/hombun/hor1-11/hor1-11-21-1-0.htm>

http://www.jaish.gr.jp/yougo/yougo27_1.html

財団法人 産業安全技術協会（登録型式検定） <http://www.ankyoo.or.jp/examination/>

消費生活用製品安全法－PSCマーク（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

注意喚起「PSCマークのない乗車用ヘルメットにご注意下さい」（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/riding_helmet091006.pdf

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

（乗車用ヘルメット） <http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0004-05.pdf>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

家庭用品品質表示法（消費者庁←経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

化学物質関連（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター <http://www.safe.nite.go.jp/>

（化審法データベース J-CHECK） <http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/db/dbtop.html>

Ⅲ－４．乗用車

乗用車の輸入販売にあたって関連法令は多岐にわたるため、ここでは主な法令のみ、以下のとおりです。

1．道路運送車両法

自動車を実際に公道で走らせるには、車検・登録などの国内手続きを経て、車両ナンバーを取得する必要があります。

(1) 輸入者が代理店の場合：

輸入車両が同法に基づく保安基準に適合しているかどうかを型式ごとに事前に審査する自動車認証制度には以下の3種類があります。

a．型式指定制度：

予めサンプル車と書類提出により車両審査を行い、製品均一性確保の体制についても審査がなされます。型式指定を受けた自動車は新規検査の際、現車提示が省略でき、国内で大量販売予定の輸入車に利用されます。

b．新型自動車届出制度：

予めサンプル車を提示して車両審査を行ない、新規検査は現車とサンプル車との同一性確認のみで、製品均一性確保の体制審査は省略されます。仕様・車種が多いトラック／バスのほか、小型自動二輪でも同制度を利用する場合があります。

c．輸入車特別取扱制度：

日本国内で少量販売予定の輸入車にのみ適用（年間2,000台以下）される制度では、サンプル車の提示が省略、提出書類も簡素化されています。

但し、運輸支局あるいは自動車検査登録事務所での新規検査の際、a．の場合はメーカー等が発行する検査証があれば現車提示が不要となるのに対し、b．とc．では、事前認証どおりかどうか現車のチェックを受けたうえでないとナンバープレートが交付されません。

(2) 個人輸入および並行輸入の場合：

さらに上記の自動車認証制度は、個人輸入や並行輸入には適用されません。この場合、輸入通関の際に自動車通関証明書の交付を受け、保税地域から搬出して1台ごとの検査による保安基準への適合確認が必要です。海外仕様車はヘッドライト光軸、メーター表示、排気ガス対策などあらゆる点で国内仕様と異なり、保安基準を満たすような様々な改善が必要とされます。

a．保安基準を満たすよう排気ガス対策等の改善作業を整備工場において行ないます。

b．国土交通省で認定した公的機関において排出ガス試験等を行い、試験成績書の交付を受けます。

c．陸運事務所等において車両検査を受けます。

なお、海外からの引越しの際に個人用を輸入する場合、特定用途免税の適用を受けるには、当該入国者またはその家族の個人的な使用に供するもので、かつ、通関の際に外国での自動車登録証、保険証、譲渡証明書などによって入国者が既に使用していたものであり、かつ我が国に住所を移転するために入国するものであることを輸入地所轄の税関に証明する必要があります。

2．自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

同法により自動車メーカー・輸入業者は、自らが製造または輸入したクルマが使用済みとなったときに発生するシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類について、自らまたは委託により責任をもってリサイクル（適正処理・再資源化、フロン類は破棄）することが義務付けられています。

また、自動車は資源有効利用促進法においても「指定省資源化製品（原料等の使用合理化、長期間の利用促進、その他の使用済み物品等の発生抑制に取り組むことが求められる製品）」と「指定再利用促進製品（再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品）」に指定されており、輸入販売業者に対しても3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取り組みが義務付けられています。

3. 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

自動車は省エネに係る性能向上やエネルギー消費効率に関する表示が義務付けられているほか「トップランナー制度」の対象品目として、一定数量以上の輸入事業者は、現在商品化されている製品のうち最も優れた製品以上のエネルギー効率に適合させることが義務付けられています。

その他、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づき自動車公正取引協議会が「自動車業における表示に関する公正競争規約」を定めているほか、自動車にはリコール対応など製造物責任（PL）や車種によって自動車NOx・PM法の規制、JIS規格など数多くの関連法令があります。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

（自動車の個人輸入） http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1109_jr.htm

自動車検査・登録ガイド（全国運輸支局） <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm>

自動車リサイクル法（経済産業省） http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html

財団法人 自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp/>

資源有効利用促進法（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html

省エネ法：乗用車等のトップランナー基準の策定について（資源エネルギー庁）

<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/070702.htm>

社団法人 自動車公正取引協議会 http://www.aftc.or.jp/am_kiyaku/index.html

自動車Nox・PM法など排出ガス等関連（国土交通省、環境省）

<http://www.env.go.jp/air/car/index.html>

自動車のリコール・不具合情報（国土交通省） <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

Ⅲ－５．ヨット・モーターボート

ヨット・モーターボート（HS8903）を日本国内で実際に航行させる場合、船舶検査（法定備品の備付けを含む）や船舶登録が義務付けられています。また、販売に際しては「船舶安全法」「小型船舶の登録等に関する法律」「船舶法」の規制を受けます。

1．船舶安全法

同法に基づき、国の検査（船検）を受けることが義務付けられている船舶のうち、小型船舶の構造・設備に関する技術基準は「小型船舶安全規則」に定められており、総トン数20トン未満の船検については、日本小型船舶検査機構で行います（20トンを超える大型船舶は運輸局等で行われる）。但し、長さ3m未満で推進機関の最大出力が1.5kW未満もしくは推進機関がないなど一定要件を満たす小型船舶等は船検が免除されます。

船検は製造仕様書や諸図面、試験成績書等による設計検査、船体や設備についての耐久試験等が行われ、海上試験等も行われるため、個別に事前の確認が必要です。

また、船検は原則として一艇毎に行いますが、すでに輸入者等で型式承認を受けている量産型船外機や法定備品（救命胴衣・浮輪、消防設備、航海用具等の法定備品については、メーカー製造段階での予備検査などの検定制度がある）の場合や船級協会による試験成績書等の確認を要する場合など輸入しようとする船舶の状態によって準備が異なります。

船検に合格した小型船舶には「船舶検査証書」「船舶検査手帳」「船舶検査済票」が交付されます。船舶検査済票（船検ナンバー、定期検査合格年、交付支部番号、合格番号等が表示）は、船舶の両舷側で外から見やすい場所に貼付が義務付けられています。

2．小型船舶の登録等に関する法律

小型船舶（総トン数20トン未満のうち漁船等を除く）の輸入業者は、輸入した日から15日以内に船体識別番号の打刻状況その他省令で定める以下の事項を国土交通大臣に届け出なければならず、就航前に日本小型船舶検査機構の行う「測度（同法第6条）」を受けて登録（登録測度事務は同機構が行う）をする必要があります。登録事項は以下のとおりです。

- (1) 船舶の種類（汽船／帆船の別）
- (2) 船籍港（船舶を通常保管する市町村）
- (3) 長さ・幅・深さ（測度による数値）
- (4) 総トン数
- (5) 船体識別番号（メーカーまたは輸入者が打刻する番号。JIS規格に基づき15桁の英数字等で構成される）
- (6) 推進機関の種類（船外機／船内機／船内外機の別）
- (7) 所有者名および住所（共有の場合はその持分）
- (8) 登録年月日
- (9) 船舶番号（登録小型船舶に付与される当該船舶固有の番号）

3．船舶法

総トン数20トン以上の船舶は、所有者が船籍港を定め、管轄の運輸局で測度を受けて登録し、国籍を取得することを定めています（航行させない場合は不要）。これにより「船舶国籍証書」「船籍票」が交付されます。

4．その他の国内関連法

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

マルポール条約（船舶汚染防止国際条約）議定書に基づき、出力130kWを超える船舶のディーゼルエンジンの排出量規制や原動機取扱手引書の作成および国土交通大臣の承認が義務付けられています。

(2) 工業標準化法（JIS規格）

上記 2. に基づく船体識別番号の打刻をはじめ、4. (1) に基づくディーゼル機関用取扱説明書作成要領（JISF0406）ほか船舶関連のJIS規格は数多くあります。

<問い合わせ先・参考URL>

船舶安全法（国土交通省）

小型船舶の登録等に関する法律／船舶法（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/maritime/safetyenv/registration.html>

日本小型船舶検査機構（船検業務） <http://www.jci.go.jp/>

日本海事検定協会（船級業務） <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/index.aspx>

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/01/010922_2_.html

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

IV. 美容・健康

IV-1. 化粧品

化粧品は薬事法の規制を受けます。関税分類は税関相談官室に確認されることをお勧めします。

【HS分類】

美容・メーカー用化粧品、スキンケア用品 (HS3304)

なお、販売を目的としない個人消費用の輸入について下記手続きは不要ですが、概ね「標準サイズで一品目24個以内」とされています。

1. 薬事法

業として輸入する場合は ①「製造業許可」、輸入品を国内で購入し、包装・表示・保管を行い市場に出荷する場合は ②「製造販売業許可」が必要です。自ら輸入して国内で販売するには①②両方の許可が必要です。また、輸入しようとする化粧品が厚生労働省の定める「化粧品基準」等に適合していなければなりません。

上記許可を取得後、輸入前に製品ごとに③「化粧品外国製造販売業者等届出書」（医薬品医療機器総合機構）、④「化粧品製造販売届出書」（都道府県薬務主管課）、⑤「製造販売用化粧品輸入届出書」（関東信越または近畿厚生局）の提出も必要です。

(1) 製造業許可、製造販売業許可、製造販売承認（品目ごとの承認）

まず、①「製造業許可申請」は、製造所所在地の都道府県薬務主管課（都道府県知事）に行い、製造（輸入）が保健衛生上支障なく行なわれることを確保するために、製造業の構造設備状況、人的適格性などを審査し、製造所ごとに許可が与えられます。薬剤師などの必要な資格を持つ責任技術者を常任で置かなければなりません。②「製造販売業申請」も販売しようとする事業所（総括製造販売責任者を置く事務所）所在地の都道府県薬務主管課（都道府県知事）に対して行い、許可申請書、登記簿謄本、申請者が精神障害などでない旨の医師の診断書、組織図、常任の薬剤師など総括製造販売責任者に必要とされる資格を有することを証する書類、品質管理および製造販売後の安全管理に係わる体制に関する書類などと共に提出します。①製造業許可と②製造販売業許可の両方を有する場合は、製造販売業許可の総括製造責任者が製造業許可の責任技術者を兼務することも可能ですが、いずれにせよ常任であることが条件です。詳細は各都道府県にお問い合わせください。

次に品目ごとの製造販売承認については、各都道府県（但し、化粧品か医薬部外品かの該当確認等は各都道府県の薬務主管課に相談すること）を経由するか、または医薬品医療機器総合機構に提出し、同機構において、輸入しようとする化粧品等の品目、成分・分量、製造方法、用法・用量、効能・効果、貯蔵方法・有効期間、規格・試験方法その他の所要の審査を行ったうえで総合的に判断されるものですが、厚生労働省の定める「化粧品基準」に適合し、全成分を表示する限りにおいて同承認は不要となります。

(2) 化粧品外国製造販売業者等届出書、化粧品製造販売届出書

承認を要しない化粧品の外国製造業者（法14条、令76条）については、当該化粧品の国内製造販売業者（②）が輸入前に、製品ごとの③「化粧品外国製造販売業者等届出書（様式115）」を医薬品医療機器総合機構経由で厚生労働大臣に提出すること、並びに④「化粧品製造販売届出書（様式39）」を都道府県知事に提出することが義務付けられています（③④は都道府県薬務主管課に同時提出可能）。

(3) 輸入届

さらに業として輸入する場合は、通関時までには製造販売者の氏名・住所、製造販売業許可の種類・許可番号・許可年月日、輸入しようとする品目の名称等、所定の事項を記入した⑤「輸入届」を関東信越厚生局または近畿厚生局（沖縄は麻薬取締支所）に提出し、確認を受ける必要があります。これを「厚生労働省確認済輸入届」といい、確認印が捺印されて返送されますので、輸入通関書類に添付の

うえ、税関に提出します。

商品見本、医師個人用、試験・治験用等に関しても一定数量範囲であれば、必要書類の提示により輸入できる場合もありますが、一定数量を超える数量については厚生局薬事課に手続きのうえ、薬監証明を受ける必要があります。予め税関および厚生局への相談をお勧めします。

(4) 規格基準と表示義務

輸入・販売するには「化粧品基準」等に適合する必要があるため、配合禁止・配合制限成分（ネガティブ・リスト）と特定成分群の配合可能成分（ポジティブ・リスト）が定められています。

ラベル表示については、直接の容器・被包に、製造販売業者名、商品名称、製造番号（または製造記号）など法に基づく必要表示事項を記載し、原則として全成分表示が義務付けられています。

虚偽または誤解を招くおそれのある表示をしてはならないこと等も定められています。

2. その他の国内関連法

(1) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）／公正競争規約

原産地の虚偽または誤認表示がある製品は、輸入時には関税法、国内販売時には景品表示法により、輸入販売が禁じられています。過大な景品付販売も禁じられています。薬事法で化粧品に該当する品目については、同法に基づく業界自主基準として、化粧品公正取引協議会が策定した「化粧品の表示に関する公正競争規約」があり、表示・広告等について規制があります。

(2) 関税法（知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差止められます。

(3) 高圧ガス保安法

容器に関連してスプレータイプなどエアゾール製品の輸入には、高圧ガス保安法の適用除外となる旨の証明書が必要です。輸入者自らが所定の試験成績書を作成し、経済産業大臣が告示で定めている要件（内容量1リットル以下、内圧0.8メガパスカル以下）に合致していることが確認された場合、適用除外と見なされます。

その他、容器包装リサイクル関係法令などへの対応も必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

（医薬品・化粧品等の個人輸入について）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1806_jr.htm

（薬事法に基づく輸入規制の税関確認）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1805_jr.htm

化粧品・医薬部外品（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/keshouhin/index.html>

（化粧品基準） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/keshouhin/dl/keshouhin-a.pdf>

化粧品の製造販売・製造・輸入業の各種手続き（東京都の例）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/cosme/index.html>

医薬部外品・化粧品（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/iyakubugai.html>

（改正薬事法の施行に伴う製造販売の承認を要しない医薬品等の取扱い等について）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=4272

（医薬部外品及び化粧品の外国製造業者の範囲について）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=4273

（医薬品等輸入監視要領の改正について）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=4276

関東信越厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/yakkanshomei/index.html>

近畿厚生局 http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/iji/index.html

化粧品公正取引協議会 <http://www.cftc.jp/kiyaku/kiyaku.html>

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

高圧ガス保安法（原子力安全・保安院）

http://www.nisa.meti.go.jp/11_hipregas/aerosol_toriatsukai.htm

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/index.html>

IV-2. アロマ用品

アロマ商品という関税分類はありませんので、実際に輸入しようとする製品の成分分析等詳細情報を以って税関相談官室に照会し、HS番号を確認する必要があります(事前教示制度の活用をお勧めします)。本項では概ねリラクゼーション/ヒーリング効果を主目的とするアロマ商品が美容増進等の薬事衛生の範疇に含まれる場合もあるとの観点から想定される基本的な留意点にとどめます。なお、人体への効果を謳わず、単に香りを楽しむオイル・キャンドル・お香など、いわゆる「雑品」については特段の規制なく輸入できます。

1. 薬事法

具体的に輸入しようとする商品が同法に該当するかどうかのポイントです。

- ・化粧品：石鹸、化粧水、香水など
- ・医薬部外品：薬用化粧品、薬用石鹸、浴用剤（湿疹に効くなどの効能を謳うもの）など
- ・医療機器：鍼灸器具、マッサージ機、磁気治療器など

肌に直接用いる商品は概ね同法に該当すると考えられますが、各都道府県の薬事主管課に確認されることをお勧めします。

薬事法該当商品の輸入販売については各都道府県知事による「製造業許可」と「製造販売業許可」等が必要であり、輸入者はその品質確認・管理・販売後の安全管理等のため、薬剤師など総括責任者の常任配置や事業所における一定の設備構造等も要求されます。

(GQP施行通知＝薬食発0922001、GVP施行通知＝薬食発0922005)

さらに商品によっては品目毎の「製造販売承認」（医薬品医療機器総合機構経由で厚生労働大臣に申請し、所要の審査が行われる手続き）も必要となります。承認不要品目であっても「製造販売届」は必要です。

医薬部外品/医療機器については「外国製造業者認定」申請手続きが必要で、化粧品については「外国製造販売・製造業者届」を同機構経由で厚生労働大臣宛に提出します。

さらに輸入通関に際しては「輸入届」を各地の厚生局に提出する必要もあります。

2. 植物防疫法

植物由来の商品（例：メディカルハーブなど）は、形状・加工の度合いにもよりますが、検疫対象となる場合があります。近年、覚醒・幻覚作用を持つ違法ドラッグをアロマ商品と偽装した取引の摘発もあり、アロマ商品に対する監視が厳しくなっています。

3. 消費生活用製品安全法

薬事法に該当しない「雑品」（香りを楽しむオイル、キャンドル、お香など）については、特段の輸入規制はありませんが、万が一、製品の欠陥等による重大事故が生じたことを知ったときは、10日以内に当該輸入品情報や事故の内容、当該製品を製造し、又は輸入数量・販売した数量等を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内全ての輸入者は事故報告の義務を負います。製造物責任法（PL）への対応（民事賠償等）は別途必要です。

4. その他の国内関連法

(1) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）ほか

原産地虚偽や消費者に誤認のおそれがある表示は輸入販売が禁じられています。薬事法に該当する品目については、業界自主基準による公正競争規約やガイドラインにより表示・広告等に規制が定められているものもあります。薬事非該当のいわゆる「雑貨」として輸入した商品に効果効能を謳う表示はできません。エッセンシャルオイルについては（社）日本アロマ環境協会による表示基準適合精油認定制度があります。

(2) 関税法（知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品は輸入が差止められます。

その他にも商品の性質によっては他法令による規制を受ける場合もあります。容器包装リサイクル関係法令などへの対応も必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

（事前教示制度） http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1202_jr.htm

医薬品・医薬部外品・化粧品の製造販売・製造業の各種手続き（東京都の例）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/index>.

承認審査（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info.html>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/index.html>

IV-3. 漢方薬・生薬

関税分類は医薬品製造用原料か製剤か、また成分由来等により異なりますので、輸入しようとする商品成分の詳細を以って、税関相談官室に確認されることをお勧めします。

【HS分類】

動物性原料（HS0510）、植物性原料（1211）、臓器療法用（3001）、混合した製剤で小売用にしていないもの（3003）、同小売用にしたもの（3004）

但し、これらの分類であっても薬事法に該当しないもの（例：1211には香料用なども含まれる）もあれば、逆に植物エキス（2106）や不揮発性油の抽出用の種・果実（1201～1207）、柑橘類の果皮（0814）などのように他分類に属していても用法によって生薬となるものも数多くあります。製剤にあっても場合によっては3303～3307、3808に属することもあるので注意が必要です。

本項では概ね複数の生薬を組み合わせたものを漢方薬とみなしていますが、主として医療（pharmacy）に供するという点で動植物性天然素材を医薬品（medicaments）とみなし得るということを必ずしも意味するものではありません。

3003 または3004 における医薬品（medicaments）とは、治療もしくは予防の用途を有する物品のみを指すものですが、広義の医療用（pharmacy）には必ずしもこれらの用途を有しない製品（例：滋養強壮飲料など）をも含みます。また、香辛料などにも生薬は含まれています（例：ショウガ、トウガラシ、甘茶、クチナシ実など）。

1. 薬事法

薬事法では次の範疇に属するものを医薬品と定義しています。

- (1) 日本薬局方に収載されるもの
- (2) 人または動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされているものであって、器具機械でないもの（医薬部外品を除く）
- (3) 人または動物の身体の構造または機能に影響をおよぼすことが目的とされているものであって、器具機械でないもの（医薬部外品および化粧品を除く）

この(1)日本薬局方のなかには多くの生薬も含まれています。

医薬品と食品の区別については「無承認無許可医薬品の指導取締りについて（厚生省薬務局長通知薬発第476号）」の別紙「医薬品の範囲に関する判断基準」（食薬区分）に基づきますが、同基準は厚生労働省より随時改正されますので常に最新の情報を確認する必要があります。

業として輸入する場合は、①「製造業許可」が必要であり、輸入品を国内で購入し、包装・表示・保管を行い市場に出荷する場合は、②「製造販売業許可」が必要です。自ら輸入して国内で販売するには①②両方の許可が必要です。

上記許可を取得後、輸入する品目ごとに③「製造販売承認」が必要なものについてはこれも取得し、④「外国製造販売業者等届出書」（医薬品医療機器総合機構宛）、⑤「医薬品製造販売届出書」（製造販売業許可を取得した都道府県薬務主管課宛）、⑥「製造販売用医薬品輸入届出書」（関東信越または近畿厚生局）の提出も必要です。

③製造販売承認申請に際して、日本に輸出しようとする外国メーカーは⑦「外国製造業者認定」を受け必要もありますが、日本で製造販売業許可を有する者（②）を選任し、当該選任製造販売業者を通じて③承認申請（厚生労働大臣宛）を行なうことができます。

2. 業界自主基準

日本漢方生薬製剤協会では、漢方薬等の安全性確保のため「残留農薬に関する業界自主基準」や「漢方製剤・生薬製剤の製造管理及び品質管理に関する自主基準（漢方GMP：GMP for Kampo products）」等を定めています。

3. 植物防疫法／家畜伝染病予防法

生薬や漢方薬としての加工の程度によっては、植物由来のものは植物検疫（原則全て。土付きは不可）を、動物由来のもの（指定検疫物のみ）は動物検疫を必要とする場合があります。その場合、それぞれ手続きは輸入しようとする商品成分の詳細を以って、植物防疫所または動物検疫所に確認されることをお勧めします。いずれも輸出国政府検疫機関等の発給する検査証明書が必要です。

4. ワシントン条約関連：輸入貿易管理令

ワシントン条約に基づく輸入貿易管理令の規定により、絶滅のおそれのある野生動植物ならびにこれらの個体の一部および派生物は、種類により輸入禁止または輸入にあたって経済産業省発給の輸入承認書、確認書もしくは輸出国当局発給の輸出許可書、原産地証明書等が必要です。

5. 麻薬及び向精神薬取締法／輸入貿易管理令

けしがらなど同法に該当する成分が含まれている場合、輸入等の取り扱いにあたっては厚生労働大臣または都道府県知事の免許（※）がそれぞれの事業所ごとに必要であり、また輸入の都度、許可等が必要です。

さらにこれらは輸入貿易管理令における輸入承認品目ですので、経済産業省への承認申請手続きや税関における通関時確認が必要です。

※第3条（免許）

厚生労働大臣：

輸入業者（医薬品製造販売業許可が前提）、製剤業者（同製造販売業許可と製造業許可が前提）、家庭麻薬製造業者（製造業許可が前提）、元卸売業者（薬局か販売業許可であって薬剤師がいる業務所が前提）など

都道府県知事：

卸売業者（元卸売業者条件に同じ）、小売業者（薬局）、管理者（医師、薬剤師など）など

第13条（輸入）～16条

「麻薬輸入業者」資格者以外の輸入禁止。なお、輸入のつど厚生労働大臣の輸入許可を受け、輸入したときは相手国発給の輸出許可証明書を輸入日から10日以内に提出、輸入しなかったときは当該輸入許可書を返納しなければならない。

<問い合わせ先・参考URL>

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

医薬品・医薬部外品・化粧品の製造販売・製造業の各種手続き（東京都の例）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/index.html>

医薬品の製造販売手順について（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/iyaku/file/iyakuhin.pdf>

厚生労働省医薬食品局

（日本薬局方一第十五改正） <http://jpdb.nihs.go.jp/jp15/YAKKYOKUHOU15.pdf>

（医薬品等を海外から購入しようとする方へ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/index.html>

（医薬品の個人輸入に関するQ&A）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/faq.html>

（無承認無許可医薬品の指導取締りについて）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/dl/13.pdf>

財団法人 日本食品科学研究振興財団（医薬品の範囲基準）

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/syokuyakukubun>

食品衛生法に基づく輸入手続き（厚生労働省検疫所）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1a.html>

添加物に関する規制の概要－薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原料）の食品衛生上の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

日本漢方生薬製剤協会 <http://www.nikkankyo.org/kampo/safety.html>

植物防疫法（植物防疫所） <http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/index.html>

家畜伝染予防法（動物検疫所） <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/36.html>

ワシントン条約関連（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/index.html

麻薬及び向精神薬取締法（厚生労働省）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28HO014.html>

輸入貿易管理令－輸入承認申請（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/yunyuutetsuzuki.htm

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/index.html>

V. 趣味

V-1. 楽器

特殊な材質（ローズウッドや象牙などワシントン条約関連）などを使用していない限り、特段の規制はありませんが、電子楽器は電気用品安全法の規制を受けます。

【HS分類】

ピアノ（HS9201）、ギター・バイオリンなどの弦楽器（9202）、吹奏楽器（9205）、打楽器（9206）、電子楽器（9207）

1. 電気用品安全法（電子楽器のみ）

同法に規定されている電気用品の製造または販売を行う事業者は、事業開始の日から30日以内に所定の事項（電気用品輸入事業届出書）を経済産業大臣（経済産業局）に届け出る義務があり（届出事業者という）、届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要があります。

同法規定の電気用品は、同法施行令で指定する「特定電気用品」（115品目）と「特定電気用品以外の電気用品」（339品目）に分かれ、特定電気用品は国の登録検査機関による適合性検査に合格（適合性証明書の交付）しなければなりません。特定電気用品以外の電気用品も自主検査（国が定めた検査方式による検査を行い、検査記録を3年間保存する義務）は必要です。届出事業者は、基準に適合し、検査等を実施した電気用品に国が定めた表示（PSEマーク、事業者名、定格電流等）を付して販売しなければなりません。

製品流通後も届出事業者は重大事故発生時の報告等の義務を負います。

「電気楽器」は「特定電気用品以外の電気用品」に該当します。

但し、配線器具（コンセント、プラグ、アダプター等）は「特定電気用品」に該当しますので、これらが同梱される場合はそれぞれについて製品の技術適合に対し、経済産業大臣の認定を受けた「登録検査機関」が行う適合性検査を受検し、販売する場合はPSEマークおよび所定の表示を付す必要があります。

ちなみに「ビンテージもの」と呼ばれる電気楽器等はPSEマーク無しでも販売できますが、経済産業省への特別承認申請手続きが必要です。

2. ワシントン条約：輸入貿易管理令

ワシントン条約で規制する野生動植物の加工品については輸入禁止でないこと、または同条約付属書の分類に基づき輸出国政府機関発行の輸出許可書・原産地証明書などや経済産業大臣が発行した輸入承認証などが必要です。一般名では同条約の対象動物に該当するか否か、または飼育されたものかどうかの判断が困難なため、インボイスには「学名」による記載が適切です。

3. その他の国内関連法

(1) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

鍵盤楽器公正取引協議会による「ピアノの表示に関する公正競争規約」と「電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約」があります。

(2) 工業標準化法（JIS規格）

「電子楽器デジタルインターフェース（JISX6054）」があります。

(3) 関税法ほか（知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品など知的財産権侵害物品の輸入は禁止されています。輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差し止められますので注意が必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

電気用品安全法（経済産業省） <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>
（手続きの流れ）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsudoku_annai/index.htm
（いわゆるビンテージものの特別承認について）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsudoku_annai/vintage/vintage.htm
ワシントン条約該当物品の輸入規制（税関FAQ）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1807_jr.htm

社団法人 全国公正取引協議会連合会 <http://www.jfftc.org/>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

V-2. 登山用品

1. 消費生活用製品安全法

(1) PSCマーク制度(Product Safety of Consumer Products)

同法に基づく省令（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）で特定製品に指定されている「登山用ロープ」の販売を行う場合、「特定製品輸入事業届出書」を管轄の経済産業局長（事業所が複数地域にわたる場合は経済産業大臣）に提出し、指定検査機関（製品評価技術基盤機構北関東支所）による適合検査が義務付けられています。事業者は基準に適合し、検査等を実施した製品に国が定めた表示（PSCマーク等）を付したうえで販売しなければなりません。

(2) SGマーク制度

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。万が一、SGマーク製品の欠陥により事故が起きた場合は、一定金額の範囲内で対人賠償保険が付いています。登山用品では、以下の製品が同制度の対象品目となっています。

・カラビナ、 ・登山用ヘルメット、 ・登山用ロープ、 ・キャンプ用テント

但し、SGマークの対象は一般の登山者が岩壁または急斜面を登降するとき使用する身体確保用のものであり、レンジャー部隊の訓練や風水害の救助活動など特殊な使い方をしているものは制度の対象外です。

(3) 重大事故報告・公表制度

消費生活用製品の輸入事業者は、その輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知った日から10日以内に、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。

2. その他の国内関連法

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法

刃渡り15cm以上の刀剣類については「刀剣類所持許可証」が必要であり、さらに法改正（平成21年1月5日施行）により刃渡り5.5cm以上のダガーナイフ等の所持も禁じられています。

(2) 工業標準化法（JIS規格）

縄ばしご（JISF3612）や繊維ロープ、こんろ等、JIS規格が関係する用品もあります。

<問い合わせ先・参考URL>

消費生活用製品安全法－PSCマーク（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

（例：カラビナ） <http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0057-00.pdf>

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく輸入規制（税関FAQ）

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1808_jr.htm

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

V-3. 映像ソフト

映像ソフトや音楽作品については商品価値が極めてデリケートで、著作権等の権利関係が正しくビジネスとして処理されていることが輸入の大前提となります。コピー商品など知的財産侵害物品の輸入は犯罪であり、輸入者が違法と知らなくても輸入が差し止められますので注意が必要です。本項では税関におけるこれら知的財産権の「侵害疑義物品の認定手続き」を中心に解説します。

1. 関税法（認定手続）

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。（関税法第69条の12第1項、同施行令第62条の16）

(1) 税関検査で発見された疑義物品の一般的な認定手続き

輸入申告貨物又は国際郵便物の税関検査で侵害疑義物品を発見した場合（うち犯則調査を行わないもの）について認定手続が開始され、輸入者及び権利者に対して「認定手続開始通知書」が送付されるとともに、税関書類等により当該生産者が明らかである場合は当該生産者の名称もしくは氏名又は住所を権利者に通知します。

同通知書日付から10執務日以内に権利者と輸入者の双方が疑義貨物にかかる意見・証拠を税関に提出し、それぞれからの反論が求められた後、その内容に基づき、税関において当該疑義貨物が侵害物品に該当するか否かの認定が1ヵ月以内目処で行われることとなります。

なお、輸入者は権利者と争わず、当該疑義貨物について滅却、廃棄、任意放棄、積戻し、輸入同意書の取得、切除等の修正などのいわゆる「自発的処理」を行うことができます。輸入同意書の取得、切除等の修正の場合は非該当認定となり、輸入が許可され、その他の場合については認定手続を取りやめます。

税関の認定結果は権利者と輸入者双方に交付（認定通知書）され、非該当認定の場合は、輸入が許可されます。該当認定の場合は、異議申立期間（2ヵ月）を経過し、輸入者による自発的処理がなされない場合、税関で没収・処分されます。

(2) 著作権等について輸入差止申立てが受理されている場合の認定手続き

輸入差止申立てが受理されている貨物が発見され、認定手続が開始されているものの、輸入者が侵害の該否を争わない場合には、権利者及び輸入者からの証拠・意見の提出を不要として、税関長が侵害の該否を認定します。（関税法施行令第62条の16）

輸入者から争う旨の申出がない場合は、輸入差止申立書等により、税関長が侵害の該否を認定し、該当認定の場合は「認定通知書」を権利者に、「認定（没収）通知書」を輸入者に通知します。異議申立期間（2ヵ月）を経過し、輸入者による自発的処理がなされない場合、税関で没収、処分されます。

輸入者が争う意思がある旨を申し出た場合は、輸入者及び権利者に対して「証拠・意見提出期限通知書」が送付され、以下（1）と同様の流れとなります。

2. 著作権法

知的財産侵害物品が万一、税関検査をすり抜けたとしても、著作権等は国内においても同法（並びに広く国際的に万国著作権条約、ベルヌ条約、WIPO加盟など）に基づき、創作から著作者の死後50年間（法人その他の団体が著作名義を有する著作物は公表後50年間乃至映画関係は70年間）にわたって保護され、輸入の場合、頒布権の観点からも海外著作権者の許諾が必要です。

ちなみに同法施行令に定める特定記録媒体（録画用ブルーレイディスクなど）については、私的録画補償金制度の対象でもあり、製造者等（輸入者）は（社）私的録画補償金管理協会に協力する必要があります。「違法配信」からのダウンロードは「個人的目的を含め」禁止されています。

3. 業界表示（社団法人 日本映像ソフト協会）

ビデオソフトについてはコピーすると絵柄がつぶれるホログラムシール（海賊版ビデオ判別マーク）による対策制度があります。

<問い合わせ先・参考URL>

税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

（認定手続きについて） http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_001.htm

（税関知財担当窓口） http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_003.htm#01

知的財産関連機関・団体 <http://www.jetro.go.jp/theme/ip/link/other.html>

VI. その他

VI-1. 車椅子

身体障害者用または病人用の車両はHS8713に分類されます。

1. 工業標準化法（JIS規格）

「手動車いす（JIST9201）」「電動車いす（JIST9203）」「ハンドル型電動車いす（JIST9208）」などのJIS規格があり、これらは任意規格ではあるものの、障害者自立支援法等に基づき公費で支給される車椅子の規格はJIS規格に沿ったものが望ましいとされています。JIST9201規格適合の試験評価は自転車産業振興協会で行っています。

2. 道路交通法

道路交通法施行細則において、歩行者とみなすことができる電動車いすは下記の要件を満たすことと定められています。

（1）車体の大きさは、長さ120cm、幅70cm、高さ109cmを超えないこと

（2）車体の構造は、①電動機であること、②制限速度6km/hを超える速度を出せない、③歩行者に危険を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がない、④自動車等と外観で明確に識別できること

なお、日本交通管理技術協会では電動車いすの基準を規格化し、申請機種に対する型式認定を行っています。これらも任意規格ですが事実上の業界基準となっているため、高速走行が可能な欧米の電動スクーターも日本向けに最高速度6km/h以下に仕様を変更して販売されることが多いようです。

3. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。「手動車いす」は同制度の対象品目です。

4. 電気用品安全法

電動式のもの、同規制に該当しないかどうか注意を要します。

同法に規定されている電気用品の製造または販売を行う事業者は、事業開始の日から30日以内に所定の事項（電気用品輸入事業届出書）を経済産業大臣（経済産業局）に届け出る義務があり（届出事業者という）、届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要があります。

同法施行令で指定する「特定電気用品」（115品目）と「特定電気用品以外の電気用品」（339品目）に分かれ、特定電気用品は国の登録検査機関による適合性検査に合格（適合性証明書の交付）しなければなりません。特定電気用品以外の電気用品も自主検査（国が定めた検査方式による検査を行い、検査記録を3年間保存する義務）は必要です。届出事業者は、基準に適合し、検査等を実施した電気用品に国が定めた表示（PSEマーク、事業者名、定格電流等）を付して販売しなければなりません。

製品流通後も届出事業者は重大事故発生時の報告等の義務を負います。

電動車いすの場合、輸入しようとする製品にもよりますが、「特定電気用品」に該当する可能性（充電器、変圧器、電気乗物など）も「特定電気用品以外の電気用品」に該当する可能性（内蔵部分品など）もあり、いずれの場合も販売する場合は、PSEマークおよび所定の表示を付す必要があります。

5. 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（輸徴法）

身体障害者用器具等（関税率法第14条第1項第16号）に該当する車椅子は、厚生労働大臣による指定を受けた製品機種に限り、輸入時及び国内販売時の消費税が非課税となります。但し、無条件免税適用となるためには、当該輸入品が厚生労働大臣指定製品であることの証明書類（具体的には当該非課税指定が発表された記事が掲載された日の官報号外のコピー等）や製品パンフレット等を税関に示す必要があります。

<問い合わせ先・参考URL>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

財団法人 自転車産業振興協会技術研究所（試験評価）

http://www.jbtc.or.jp/current/html/menu_04.html

財団法人 日本交通管理技術協会（型式認定） <http://www.tmt.or.jp/examination/index.html>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

電気用品安全法（経済産業省） <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

（手続きの流れ） http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm

税関手続きや税番、税率に関する問い合わせ（税関相談官室）

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/index.html>

VI-2. ベビーベッド

乳幼児用であっても関税分類上は通常の家具類に属し、木製であればHS9403.50（寝室において使用する種類の木製家具）、金属製であれば9403.20（オフィス家具以外の金属製家具）に分類されます。乳幼児用ベッドは消費生活用製品安全法の規制があります。

1. 消費生活用製品安全法

(1) PSCマーク制度(Product Safety of Consumer Products)

「乳幼児用ベッド」は同法に基づく省令（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）で「特別特定製品」に指定されており、輸入事業者は「特定製品輸入事業届出書」を管轄の経済産業局長（事業所が複数地域にわたる場合は経済産業大臣）に提出し、指定検査機関（日本文化用品安全試験所）による適合検査が義務付けられています。事業者は基準に適合し、検査等を実施した製品に国が定めた表示（PSCマーク等）を付したうえで販売しなければなりません。

(2) SGマーク制度

製品安全協会が認定するSGマークは、安全な製品としての必要基準を定め、基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。万が一、SGマーク製品の欠陥により事故が起きた場合は、一定金額の範囲内で対人賠償保険が付いています。「乳幼児用ベッド」は同制度の対象品目でもあります。

なお、PSCマークおよびSGマークの対象は、主として出生後24ヵ月以内の乳幼児の睡眠・保育を目的として設計したもの（揺動型は除く）とされています。

(3) 重大事故報告・公表制度

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（第35条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。製造物責任法（PL）への対応も別途必要です。

2. その他の国内法関連

(1) 家庭用品品質表示法

同法に基づく繊維製品品質表示規程に基づき、繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、表示者名および住所または電話番号等を必ず表示しなければなりません。また部分的に革又は合成皮革を使用した繊維製品の場合には、雑貨工業品品質規程も準用し、材料の種類を表示する必要があります。

(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

繊維の防虫加工剤などに用いられる化学物質で、人の健康に被害をおよぼすおそれのあるもの（ディルドリン等）については、基準値が設けられており、基準に適合しないものの販売は禁止されています。特に乳幼児用に関してはホルマリン（樹脂加工）が検出されてはならないことなどが定められています。

(3) 工業標準化法（JIS規格）

「木製ベビーベッド（JISS1103）」があります。

(4) 関税法（知的財産権侵害物品・不当表示関係）ほか

キャラクターの無断利用など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権など）を侵害する物品の輸入は禁止されています。不正競争防止法などにより、輸入者が違法と知らなくても侵害物品として輸入が差し止められます。また、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）では、過大な景品付き販売や消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示などを禁じています。

<問い合わせ先・参考URL>

消費生活用製品安全法（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

※「事業届」に関する説明資料

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/setsumeimei2103.pdf>

財団法人 日本文化用品安全試験所（PSCマーク） <http://www.mgsl.or.jp/Japanese/pskensa.htm>

財団法人 製品安全協会（SGマーク） http://www.sg-mark.org/SEIDO/maker_index01.htm

（乳幼児用ベッド：特別特定製品） <http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0023-04.pdf>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/safety/index.html>

家庭用品品質表示法（消費者庁←経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

（繊維製品品質表示規程）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/guide/fiber_top.html

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

（規制基準概要） <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

財団法人 日本染色検査協会 <http://www.nissenken.or.jp/>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

Ⅶ. 主要関連法令の概要

Ⅶ-1. 景品表示法について

同法は商品やサービスの取引に関連して、①過大な景品類の提供を禁止することによって公正な競争を確保するとともに、②事業者が顧客を誘引するための誇大なあるいは虚偽の広告その他の表示を禁ずることによって一般消費者の利益を損なわないよう保護する目的から制定されています。言い換えれば、不当な表示や過大な景品類を規制することで、事業者間の公正な競争を確保し、消費者が適正に商品やサービスを選択できる状況を守るための法律で、もともと公正取引委員会が所管していましたが、2009年から消費者庁に引き継がれました。

本項では、特に外国から商品を輸入販売する場合に関係が深い②の表示規制に絞って概説します。

1. 不当表示規制の概要

商品を購入する際に表示（商品パッケージやラベルなど本体表示のみならず、各種広告及び販売方法等を含む）される情報は、消費者の商品選択の重要な判断材料となりますので、商品の品質について誤認を与える表示（優良誤認表示）は禁止です。無論、品質以外に価格その他の誤認（有利誤認表示）や誤認されるおそれがある場合すらも許されません。これら違反行為に対しては「措置命令」（程度によって「警告」「注意」）が行なわれ、行為の排除や訂正広告等が命ぜられます。消費者庁のほか都道府県知事や警察にも同法に基づくこれら権限が与えられています。

（例）優良誤認：カシミア混用率80%なのに「カシミア100%」と表示した

有利誤認：「内容量は他社製品の2倍」と表示しつつ実際は同程度だった

2. 優良誤認

商品の品質を実際より優れていると偽って宣伝したり、競合他社が販売する商品よりも特に優れているわけではないのに、あたかも優れているかのように宣伝する行為等が該当しますが、故意に偽って表示する場合のみならず、輸入者が知らないまま誤って表示しても商品の責任は輸入者にあり、同法の対象となりますので注意が必要です。

当該表示が優良誤認に該当するか否かを判断するため、消費者庁は事業者に対して表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を15日以内に提出することを求めることができます（不実証広告規制：法4条2項）。立証責任が事業者（輸入者）側に課されている点がポイントです。

3. 原産国に関する不当な表示

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして特に指定された規制の1つに「原産国（商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国）」に関する表示があります。近年、社会問題になっている食品の産地偽装については、平成21年5月のJAS法改正により直罰規程が設けられていますが、多くの場合は法令等（食品衛生法、家庭用品品質表示法など）において、また必要に応じて品目または業種毎の細則（公正競争規約など）を定めています。

景表法では例えば以下のような例も不当表示にあたります。

例) 日本の服地を中国で縫製加工して仕入れた衣料品を「日本製」と表示して販売することは不可（「中国製、生地は日本製」なら可）。外国で生産された商品の原産国以外の国を消費者にイメージさせる表示（国地域名、国旗、紋章その他）の禁止。

4. インターネット上の広告表示

近年インターネットや携帯電話を利用した消費者向け電子商取引（BtoC）が急増していますが、インターネット上の取引では、広告から契約購入まで容易に完結してしまう特性上、トラブルも起こりやすいと考えられ、その表示等にはより一層の適切性が求められています。

5. 公正競争規約

同法では主にはしてはならない共通の禁止事項を定めているのに対し、各業種別事業者団体（公正取引協議会等）が商品特性や国内関係他法令における規制も考慮して、必要表示事項及び表示基準、禁止事項等について規定し、国（消費者庁←公正取引委員会）の認定を得て運用している業界自主ルールが公正競争規約です。

同規約は自主的に参加し遵守されるべきものですが、公正取引協議会の中にはいわゆる「公正マーク」を定めて消費者への信用付与機能を果たしているところもあります。

<問い合わせ先・参考URL>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

以下、消費者庁へ移管前の公正取引委員会URL

（不実証広告規制に関する指針） <http://www.jftc.go.jp/keihyo/files/3/4jou.html>

（商品の原産国に関する不当な表示） <http://www.jftc.go.jp/keihyo/files/3/gensan.html>

（「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則）

<http://www.jftc.go.jp/keihyo/files/3/gensankokusaisoku.html>

（インターネット上の広告表示） <http://www.jftc.go.jp/keihyo/webhyoji.html>

社団法人 全国公正取引協議会連合会 <http://www.jfftc.org/>

Ⅶ-2. 容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」は家庭ごみの減量化とリサイクル促進のため平成9年から施行（平成18年改正）されている5省共管（環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省）による法律です。

外国から商品を輸入販売する場合に関係が深い表示義務と回収リサイクル（再商品化）義務については同法とともに「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が密接不可分の関係にあり、本項ではこれを含めて概説します。

1. 表示義務の対象

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、金属、ガラス、紙、プラスチックで、主に以下のとおりです。識別表示については資源有効利用促進法に定められており、指定表示製品（分別回収促進のための表示を行なうことが求められる製品）として、概ねその目的を一にしています。

- (1) アルミ缶、スチール缶
- (2) *ガラスびん（無色、茶色、その他の色）
- (3) 飲料用紙パック、ボール製容器、*紙製容器包装
- (4) *PETボトル（飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料）、*プラスチック製容器包装

さらに資源有効利用促進法の関係において、

- (5) 小形二次電池（鉛蓄電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）
- (6) 塩化ビニル製建設資材 などがあります。

上記のうち*印は特定事業者にリサイクルが義務付けられているものです。複合素材（例：本体は紙パックでキャップがプラスチック製など）の容器包装も対象（構成比で表示）です。

なお、容器包装リサイクル法では小規模事業者への適用が除外されていますが、売上高と従業員の両方について以下の要件を満たす場合を指します。

- (1) 製造業等：売上高2億4,000万円以下、かつ従業員20名以下
- (2) 商業・サービス業：売上高7,000万円以下、かつ従業員5名以下

但し、資源有効利用促進法において、識別表示義務は容器包装の製造を発注する事業者（輸入販売者）にもかかり、再商品化義務が小規模事業者には課せられないのに対して、識別表示については小規模事業者にも表示義務があります。

2. 表示義務の対象外

そもそも「容器包装」とは中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要となるものですので、以下のような場合は容器包装に該当しません。

<例>

- ・「中身が商品ではない」＝DMの封筒、家庭で使う容器や包装など
- ・「商品ではなくサービス」＝クリーニング袋、レンタルビデオ店の貸出し用袋など
- ・「中身と分離されても不要にならない」＝CDケース、楽器やカメラのケースなど

識別マークは容器包装リサイクル法における製造・利用事業者等（輸入事業者含む）に再商品化を義務付けている容器包装を分別排出するためのマークであって、同法の再商品化義務の対象でない容器包装に自主的に識別マークを表示することは問題があります。

資源有効利用促進法における識別表示対象は容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象と基本的には同じですが、容器包装リサイクル法では適用が除外されている小規模事業者にも表示義務がある、または逆に再商品化義務はあっても表示義務がない等の例外もあります。

<例>

- ・ガラス製容器は、再商品化義務はあるが、識別表示義務対象外
- ・業務用容器包装は、表示義務対象外、再商品化義務も対象外
- ・不織布やセロハンは、プラスチックに該当せず等

3. 輸入品の表示義務について

輸入販売業者が容器包装の素材・構造や商標使用を指示する場合は国産品と同等の識別マークが必要です。逆に言えば、例えば海外メーカーの既製品を輸入販売するような場合に、輸入者である商社は形状等の指示を一切しておらず、かつ容器包装に日本語表示がないものについては識別マークの表示義務はありません。ただ、実際問題として日本語表示の全く無い商品が日本で消費者に受け入れられるのかどうか、また他法令（食品衛生法やJAS法、薬事法、家庭用品品質表示法、計量法など）による表示義務との関係から最終的に日本語表示ラベルを貼付するのが輸入者なのか小売業者なのかによって同法に基づく義務対象者が変わってきます。日本語表示ラベルを貼付する場合は、容器包装面に他の構成部材識別表示と一括でよいとされています。

4. 再商品化義務の対象

再商品化義務対象外である小規模事業者以外の以下の事業者は容器包装の排出量に応じて算出された再商品化義務が求められます。

- ・ 特定容器利用事業者：販売する商品に容器包装を用いる事業者
- ・ 特定容器製造等事業者：容器を製造する事業者
- ・ 特定包装利用事業者：容器及び容器包装が付いた商品を輸入して販売する事業者

これら特定事業者には再商品化義務を果たすため、①自主回収（ビールなどのリターナブルびん等）、②指定法人である（財）日本容器包装リサイクル協会への委託、③その他の独自ルート（要主務大臣認定）による選択肢がありますが、廃棄物分別収集ルールは各市町村により異なるため、②の再商品化委託費を支払うことによって義務を果たすケースが多くなります。

日本容器包装リサイクル協会では、特定事業者の再商品化義務を代行するため、市町村の保管施設から容器包装廃棄物を回収し、再商品化する業務を選定された再商品化事業者に委託しています。

なお、義務違反者（特定事業者であってリサイクル義務を負っているにもかかわらず義務を果たしていない＝ただ乗り事業者）には、主務大臣による勧告、公表、改善命令を経て、なお命令に従わない場合に罰金が科せられます。

ちなみに容器包装とは観点が異なりますが「パソコン」と「小形二次電池」については、資源有効利用促進法（指定再資源化製品）により、メーカー（輸入ならば輸入販売業者）が回収してリサイクルすることが義務付けられているほか、循環型社会形成推進の枠組みにおいて「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」などが施行されています。

<問い合わせ先・参考URL>

容器包装リサイクル法の概要（環境省）

http://www.env.go.jp/recycle/yoki/outline/index.html#r_03

資源有効利用促進法（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html

識別表示（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/answer_15.html#q50

財団法人 日本容器包装リサイクル協会 <http://www.jcpra.or.jp/>

リサイクル関連法（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/index.html

Ⅶ-3. 工業標準化法（JIS規格）について

工業標準化法に基づく日本工業規格（JIS：Japanese Industrial Standard）は、鉱工業製品の適切な品質の設定、製品情報の提供、技術の普及、生産効率の向上、競争環境の整備、互換性・インターフェースの整合性の確保を図る等を目的として、主務大臣（経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、総務大臣、環境大臣）が、日本工業標準調査会（JISC）による調査審議を経て制定する国家規格です。

1. JISマーク表示制度

JISは、規格の性格によって3つに区分できます。

- ・基本規格（用語、記号、単位などを規定したもの）
- ・方法規格（試験・分析・検査・測定などの方法を規定したもの）
- ・製品規格（形状、寸法、材質、品質、性能、機能などを規定したもの）

JISマーク表示の多くは、この製品規格で規定した一定の品質等に適合していることを国に登録された認証機関（登録認証機関）からの認証を受けた製品（またはその包装等）にJISマークの表示を認める制度です。

JISマークのデザインには、鉱工業品、加工技術、特定側面（例えば環境、高齢者・障害者に配慮した商品等）の3種類があります。

2. 登録認証機関制度

(JASC：Japan Accreditation System for Product Certification Bodies of JIS Mark)

鉱工業品の製造業者や輸出入・販売業者が製品にJISマークを表示しようとするときは、国に登録された第三者機関（登録認証機関）による認証(Certification)を受ける必要があります。自己適合宣言の場合は、JISマーク使用はできません。なお、登録認証機関の認定(Accreditation)は国際基準ISO/IECガイド65（我が国ではJISQ0065：製品認証機関に対する一般要求事項）に基づき国が行ないます。登録認証機関による認証についてはISO/IECガイド28（JISQ1001：製品に関するモデルとなる製品第三者認証制度の総則）に基づく一般認証指針及び分野別認証指針があり、国際的に整合性のとれた適合性評価制度になっています。品質管理体制（検査設備・検査方法、品質管理責任者の配置など）の審査に加え、登録認証機関の責任においてサンプリングによる製品試験が実施されます。

JISごとに所管する主務大臣が定められており、登録認証機関に対して、定期的な登録更新（4年毎）、立入検査等の維持管理、必要に応じて適合・改善命令等の行政処分が行われます。認証製造業者等に対しても国は同様の必要措置を講じることができですが、認証の取消しは認証を行った登録認証機関が行います。

3. 試験所認定制度

(JNLA：Japan National Laboratory Accreditation system)

適切な試験結果を提供できる能力があるかどうかについてISO/IEC17025（我が国ではJISQ17025：試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）に基づき、組織、品質システム、記録の管理、要員、施設条件、測定トレーサビリティなどの要素について、申請範囲の試験実施能力について登録された事業者に対して（独）製品評価技術基盤機構による登録書が発行されます。

なお、JNLA以外にも試験所認定制度はあります。

基本的にJIS規格は、欧州のEN規格や米国のANSI規格と同様、任意規格であって強制規格ではありませんが、WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）など国際標準化（ISOやIEC）を巡る動きに対応していますので、強制法規への引用が行われる場合もあります。例えば、建築基準法（建材のホルムアルデヒド規制）、消防法（消防設備の技術基準）、電気用品安全法、高圧ガス保安法などの法令に基づく基準にJISが密接不可分な関係におかれています。

さらに、品質マネジメント（ISO9000=JISQ9000）、環境マネジメント（ISO14000=JISQ14000）、情報セキュリティマネジメント（ISO/IEC27001=JISQ27001）など、強制ではないものの企業や団体等で積極的な導入が進められているものも数多くあります。

<問い合わせ先・参考URL>

標準化・認証（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

日本工業標準調査会（JIS規格） <http://www.jisc.go.jp/>

財団法人 日本規格協会 <http://www.jsa.or.jp/>

独立行政法人 製品評価基盤機構 <http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/>

日本認定機関協議会 <http://www.accreditation.jp/information/index.html>

VII-4. 家庭用品品質表示法について

同法は一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際して不測の損失を被ることのないように事業者による適切な表示を規定しています。

1. 表示対象品目

生活スタイルやニーズの変化等により、必要に応じて見直しが行われますが、品質表示規程上では4つに分類されています。対象品目として指定されたものには表示基準が定められており、具体的には、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関して表示すべき事項（表示事項）と表示するうえで表示を行う者が守らねばならない事項（遵守事項）が品目ごとに定められています。

a. 繊維製品：35品目

(1)糸／(2)織物、ニット生地及びレース生地／(3)上衣／(4)ズボン／(5)スカート／(6)ドレス及びホームドレス／(7)プルオーバー、カーディガンその他のセーター／(8)ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ／(9)ブラウス／(10)エプロン、かっぽう着、事務服及び作業着／(11)オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート／(12)子供用オーバーオール及びロンパース／(13)下着／(14)寝衣／(15)靴下／(16)足袋／(17)手袋／(18)ハンカチ／(19)毛布／(20)敷布／(21)タオル及び手ぬぐい／(22)羽織及び着物／(23)マフラー、スカーフ及びショール／(24)ひざ掛け／(25)カーテン／(26)床敷物（パイルのあるもの）／(27)上掛け（タオル製）／(28)ふとん／(29)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド／(30)テーブル掛け／(31)ネクタイ／(32)水着／(33)ふろしき／(34)帯／(35)帯締め及び羽織ひも

b. 合成樹脂加工品：8品目

(1)洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具／(2)かご／(3)盆／(4)水筒／(5)食事用、食卓用又は台所用の器具／(6)ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋／(7)湯たんぽ／(8)可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く）

c. 電気機械器具：17品目

(1)電気洗濯機／(2)ジャー炊飯器／(3)電気毛布／(4)電気掃除機／(5)電気冷蔵庫／(6)換気扇／(7)エアコン／(8)テレビ／(9)電気ジューサー、ミキサー及びジューサーミキサー／(10)パネルヒーター／(11)電気ポット／(12)電気ロースター／(13)電気かみそり／(14)電子レンジ／(15)卓上スタンド用蛍光灯器具／(16)電気ホットプレート／(17)コーヒー沸器

d. 雑貨工業品：30品目

(1)魔法瓶／(2)かばん／(3)洋傘／(4)合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん、住宅用又は家具用の洗剤／(5)住宅用又は家具用ワックス／(6)ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス／(7)靴／(8)革又は合成皮革の手袋／(9)机及びテーブル／(10)いす、腰掛け及び座いす／(11)たんす／(12)合成ゴム製のまな板／(13)革又は合成皮革の上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びプルオーバー、カーディガン、その他のセーター／(14)塗料／(15)テッシュペーパー及びトイレトペーパー／(16)漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具／(17)接着剤／(18)強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具／(19)ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具／(20)ショッピングカート／(21)サングラス／(22)歯ブラシ／(23)食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく／(24)ほ乳用具／(25)なべ／(26)湯沸かし／(27)障子紙／(28)衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤／(29)台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー、その他の磨き剤／(30)浄水器

なお、これらの複合商品や組合せ商品についてもそれぞれ該当する機能や品目に応じてそれぞれの品質表示規程に基づき表示を行うのが原則です。

2. 遵守措置

所定の表示事項を表示しない、または表示基準を守らない事業者に対し、内閣総理大臣又は経済産業大臣は、決められた表示を行うよう「指示」することができ、同指示に従わない場合は、事業者名など不適正表示の事実を「公表」します。(法4条)

これら指示・公表による改善がみられない場合は、罰則をもって強制する「適正表示命令」を出すことができ(5条)、さらに販売を禁ずる「強制表示命令」を出せることになっています。(6条)

同法に基づく監督指導のため、事業者に対し立入検査や報告徴収等により適宜指示・公表が行われますが、立入検査などの権限は地方経済産業局や都道府県への委任等により実施されています。(19条)

3. 輸入商品に関する表示について

表示者名・連絡先については表示内容に責任を持てる事業者、すなわち「日本国内に営業拠点のある」輸入業者・販売業者などが行う必要があります。表示者名は法人登記された正式名称で記載し、商標やブランド名のみでは認められません。

所定の表示すべき事項は消費者に分かりやすく、日本語で表示します。

原産国の表示については景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)に基づく一定の基準(昭和48年公正取引委員会告示第34号)に従います。

なお、業務用は同法の対象外とされていますが、ホームセンター等を通じて一般消費者にも直接販売される可能性がある場合には注意が必要です。また、非売品も同法の対象外ですが、一般消費者への販売可能性を含む商品には表示が必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

家庭用品品質表示法(消費者庁、経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/faq/faq_02.html

(対象品目一覧) http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/outline/outline_01.html

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

VII-5. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）について

家庭用品の安全性の見地から、人の健康に害を及ぼす恐れのある指定化学物質については基準値に適合しないものの販売は禁止されています。（法5条）

事業者は商品が当該基準に違反していないことを確認のうえで市場に流通させる責任があり、上市後は都道府県等により監視され、必要に応じて事業者に対する回収命令や品質管理の強化等の指導がなされます。（6条）

対象品目は、規制有害物質ごとにその対象となる家庭用品や基準等が定められています。

物質名	対象	基準
塩化水素 塩酸	液体状の住宅用洗剤 (左物質を含有する製剤劇物を除く)	酸の量として 10%以下及び所定の容器強度を有すること
塩化ビニル	家庭用エアゾール製品	赤外吸収スペクトル法で検出せず
4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェニル)-2-トリフルオロメチルベンズイミダゾール(略称:DTTB)	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、家庭用毛糸	電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフで 30ppm 以下 (試料 1g 当り 30 μ g 以下)
水酸化ナトリウム 水酸化カルシウム	液体状の家庭用洗剤 (左物質を含有する製剤劇物を除く)	アルカリの量として 5%以下及び所定の容器強度を有すること
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用洗剤	電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフで 0.1%以下
トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用洗剤	電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフで 0.1%以下
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(略称:APO)	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフで検出せず
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋、靴下 家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、靴墨・靴クリーム	フレームレス原子吸光法および薄層クロマトグラフで検出せず
ビス(2,3-ジブROMプロピル)ホスフェイト化合物(略称:TDBPP)	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン、床敷物	炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフで検出せず
ホルムアルデヒド	(1) 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具で生後 24 ヶ月以下の乳幼児用 (2) 繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋、靴下・足袋、かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下留めに使用される接着剤	(1) アセチルアセトン法で吸光度差が 0.05 以下または 16ppm 以下 (試料 1g 当り 16 μ g 以下) (2) アセチルアセトン法で 75ppm 以下 (試料 1g 当り 75 μ g 以下)
メタノール (別名:メチルアルコール)	家庭用エアゾール製品	水素炎型検出器付きガスクロマトグラフで 5w/w%以下
有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋、靴下 家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、靴墨・靴クリーム	原子吸光法で検出せず (バックグラウンド値としての 1ppm を超えてはならない)

ジベツツ [a,h]アト ラセン	(1) クレオソート油を含有する家庭用木 材防腐剤・木材防虫剤	(1) ガスクロマトグラフ質量分析計で 10ppm 以下 (試料 1g 当り 10 μ g 以下)
ベツツ [a]アトラセン ベツツ [a]レ	(2) クレオソート油および同混合物で処 理された家庭用防腐木材・防虫木材	(2) ガスクロマトグラフ質量分析計で 3ppm 以 下 (試料 1g 当り 3 μ g 以下)

なお、他法令の規格基準等によって安全対策が厳しく明確に規制されているもの（法 2 条別表）は本法の対象外とされています。

(1) 食品衛生法の規制を受けるもの

食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ、洗浄剤などは食品衛生法の規格基準等によって厳しく規制されており、本法では対象外とされています。

(2) 薬事法の規制を受けるもの

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器などは薬事法の規格基準等によって厳しく規制されており、本法では対象外とされています。

(3) その他政令で定める法規定（規格基準）に基づく製造・輸入・販売を規制しているもの

また、同法の対象は「家庭用品」であって業務用ではないですが、例えば「接着剤」のように業務用にも家庭用にも使用される製品については、用途・販売形態から明らかに業務用である場合を除き、主として家庭用（従として業務用）と考える注意が必要です。

<問い合わせ先・参考URL>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

同法のあらまし（東京都福祉保健局の紹介ホームページ）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/anzen/kisei/index.html>

Ⅶ－6. 電気用品安全法について

電気用品の安全性確保の見地から製造・輸入・販売等を規制する法律で、同法に該当する品目の製造・輸入を行う事業者は事業開始の日から30日以内に所定の事項を経済産業大臣（経済産業局）に届け出る義務があり（届出事業者という）、届出事業者は輸入販売する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要があります。

対象品目は、同法施行令で指定する「特定電気用品」（115品目）と「特定電気用品以外の電気用品」（339品目）に区分されており、特定電気用品は国の登録検査機関による適合性検査に合格（適合性証明書の交付）しなければなりません。特定電気用品以外の電気用品も自主検査（国が定めた検査方式による検査を行う、登録検査機関への委託も可）は必要です。届出事業者は、基準に適合し、検査等を実施した電気用品に国が定めた表示（PSEマーク、事業者名、定格電流等）を付したうえで販売しなければなりません。製品流通後も届出事業者は重大事故発生時の報告等の義務を負います。

1. 手続きの概要

以下については、履行しなければならない法的な義務となっています。

(1) 電気用品名の確認

電気用品名は454品目の分類（特定115＋特定以外339）指定があり、電気製品等の動作原理と電気用品名を基に対象非対象を正しく解釈する必要があります。例えば、ACアダプターのみで作動する電気製品等は基本的にACアダプター（特定電気用品）が対象となり、本体は非対象となります。

(2) 行為内容の確認

製造・輸入・販売でそれぞれの行為によって法的義務が異なります。例えば、輸入後に改造修理を行なう場合、輸入事業者の届出と製造事業者の届出が必要で、改めて技術基準適合等の義務を負います。

(3) 事業届出

電気用品の製造事業、輸入事業を行う場合、事業開始日から30日以内に必要事項（住所、氏名、事業開始日、当該電気用品の形式区分、その他）を管轄の経済産業局に届け出なければなりません。この他に変更届出、承継届出、廃止届出等も規定されています。

(4) 基準適合確認

届出事業者（製造／輸入）は当該電気用品が定められた技術基準に適合させる必要があり、技術基準には我が国独自の基準（省令1項基準）と国際電気標準会議（IEC）が定めた整合化基準（省令2項基準）があり、事業者はいずれか一方の基準への適合性を確認する必要があります。

(5) － 1. 特定電気用品の確認～適合性検査

「特定電気用品」に該当する場合、登録検査機関による適合性検査および適合性証明書の交付を受けなければ販売はできません。自らの検査設備を持たない輸入事業者は適合性証明書と同等の証明書、具体的には外国製造事業者に登録検査機関より発行された証明書の写し（発行された副本であって外国製造事業者のコピーでは不可）を届出輸入事業者が保存することになります。

(5) － 2. 自主検査

検査方式は省令で定められており、検査記録は3年間保存する必要があります。自らの検査設備を有さない届出事業者は自主検査を外部委託することになりますが、法律上の義務履行責任はあくまで届出事業者にあつて、国または（独）製品評価技術基盤機構による立入検査に際し、検査記録を直ちに示して技術基準適合確認の状況説明が行えなければなりません。

(6) 表示義務

届出事業者は当該電気用品が定められた技術基準に適合し、検査によって証明されたことを示すため、定められた表示方法に基づく表示（PSEマーク*、事業者名、定格電流等）を付して販売しなければならず、販売事業者はこれを確認する義務があります。届出事業者以外の者が同法に基づく表示を行うことはできず、また届出事業者も上記の義務を履行せずに表示を付すことはできません。

*PSE = Product Safety Electrical Appliance & Materials

2. 製品流通後の遵守措置

経済産業大臣は必要に応じて各事業者に対して報告の徴収（45条）、立入検査（46条）を行わせ、違反を認める場合に改善命令（11条）、実質的な販売禁止となる表示の禁止（12条）、回収命令その他必要な措置をとるべき危険等防止命令（42条の5）を行うことができます。

<問い合わせ先・参考URL>

電気用品安全法（経済産業省） <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

（手続きの流れ） http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm

（特定電気用品） http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/denkiyouhin_ichiran/tokutei_denki.htm

（特定電気用品以外の電気用品） http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/denkiyouhin_ichiran/tokuteigai_denki.htm

VII-7. 消費生活用製品安全法について

同法には大きく4つの内容が含まれます。

1. PSCマーク制度(Product Safety of Consumer Products)

同法に基づく省令（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）で「特定製品」に指定されている品目の製造・輸入事業者は「特定製品（製造・輸入）事業届出書」など所定の事項を管轄の経済産業局長（事業所が複数地域にわたる場合は経済産業大臣）に届け出る必要があります。特定製品は国の定めた技術基準適合（自己確認）が義務付けられており、基準に合格した旨の安全マーク（PSCマーク）表示のないものの販売を禁止しています。特に特定製品のうち「特別特定製品#」（3品目）については指定検査機関（第三者機関）による検査が義務付けられています。

【対象品目】

印は特別特定製品

	特定製品	備考	検査機関
	登山用ロープ	身体確保用のもの	(独)製品評価技術基盤機構 北関東支所
	家庭用の圧力なべ・ 圧力がま	内容積10リットル以下であって9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計されたもの	(財)日本文化用品安全試験所 (財)電気安全環境研究所
	乗車用ヘルメット	自動二輪車用または原動機付き自転車用のもの	(財)日本車両検査協会
	石油給湯器	灯油消費量が70kw以下で熱交換器容量が50リットル以下のもの	(財)日本燃焼機器検査協会
	石油ふろがま	灯油消費量が39kw以下のもの	(財)日本燃焼機器検査協会
	石油ストーブ	灯油消費量が12kw以下（開放燃焼式のもので自然通気形の場合は7kw以下）のもの	(財)日本燃焼機器検査協会
#	乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠または保育に使用することを目的として設計されたもの（揺動型の場合は除く）	(財)日本文化用品安全試験所
#	携帯用レーザー応用装置	可視レーザー光を外部に照射して文字または図形を表示することを目的として設計されたもの	(財)日本品質保証機構 (株)UL Japan (株)コスモス・コーポレーション
#	浴槽用温水循環器	主として家庭用において使用することを目的として設計されたものに限るとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環量が10リットル未満のものを除く。	(財)電気安全環境研究所 (財)日本ガス機器検査協会 (株)UL Japan (財)日本燃焼機器検査協会 (株)コスモス・コーポレーション

2. 製品事故情報報告・公表制度

消費生活用製品の輸入事業者は、当該製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは10日以内に、当該製品の名称・型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を輸入し、販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければなりません（消安法第35条第1項及び第2項、施行規則第3条）。これは義務であり、企業規模あるいは企業形態を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の輸入事業者は事故報告の義務を負います。製造物責任法（PL法）への対応は別途必要です。

3. 長期使用製品安全点検・表示制度

(1) 長期使用製品安全点検制度（特定保守製品）

同制度で定める「特定保守製品」の製造・輸入事業者は「特定保守製品製造（輸入）事業届出書」など所定の事項を管轄の経済産業局長に届け出る必要があります。

また、製品表示義務事項として安全上支障なく使用可能な標準的期間（設計標準使用期間）、点検期間、連絡先（点検要請を容易にするため）などを表示する必要があります。

※特定保守製品（7品目）：屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガス風呂がま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯器、石油風呂がま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

(2) 長期使用製品安全表示制度

電気用品安全法に基づき、製造・輸入事業者は経済産業局への届出が義務付けられていますが、電気機器のうち、長期間使用されることが多いため、経年劣化による注意喚起が必要な対象製品（電気用品の技術上の基準を定める省令別表8）の製造・輸入事業者は、製品表示義務事項として製造年、設計標準使用期間、「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・怪我などの事故に至るおそれがある」旨の注意喚起などを表示する必要があります。

※対象製品（5品目）：

扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機（乾燥機を除く）、テレビ（ブラウン管式のもの）

4. SGマーク制度

（財）製品安全協会が認定するSG（Safety Goods）マークは、安全な製品としての必要基準を定め、基準に適合していると認められた製品に付けられる任意マークです。1. の特定製品*を含む、全115品目（2010年4月現在）が指定されています。

(1) 乳幼児用品（19品目）

クーハン、乳幼児用ベッド*、プレイペン、乳母車、子守帯、パイプ式子守具、歩行器、乳幼児用ハイローラック、乳幼児用いす、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用テーブル取付け座席、乳幼児用移動防止さく、幼児用三輪車、足踏式自動車、ぶらんこ、一人乗り用ぶらんこ、すべり台、幼児用鉄棒、こいのぼり用繰り出し式ポール

(2) 福祉用具（9品目）

棒状つえ、手動車いす、歩行車（レクた及びウォーキングテーブル）、歩行補助車、電動介護用ベッド、電動立上り補助いす、入浴用いす、ポータブルトイレ、簡易腰掛け便座

(3) 家具・家庭用品（19品目）

プラスチック浴槽ふた、浴槽用温水循環器*、住宅用スプリングマットレス、湯たんぼ、郵便受箱、トイレトーパーホルダー、ショッピングカート、住宅用アルミニウム合金製はしご、住宅用金属製脚立、住宅用アルミニウム合金製多関節脚立、粘着フック、食器棚、育児用たんす、二段ベッド、レンジ台付き収納庫、家庭用簡易物干し、圧着式簡易棚および棒、回転ハンガー、座いす

(4) 台所用品（7品目）

家庭用の圧力なべ及び圧力がま*、金属板製なべ、アルミニウム板製なべ、クッキングヒーター用調理器具、油こし器、家庭用氷かき器、缶切り

(5) スポーツ・レジャー用品（35品目）

金属製バット、繊維強化プラスチック製バット、野球用ヘルメット、軟式野球用ヘルメット及びソフトボール用ヘルメット、野球及びソフトボール用捕手ヘルメット、野球投手用ヘッドギア、野球及びソフトボール用胸部保護パッド、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、キックスケーター、ビーチパラソル、水中マスク、バドミントンラケット、ゴルフ練習用ネット、ゴルフクラブ用シャフト、ゴルフクラブ、屋外用ハンドボールゴール、移動式サッカーゴール、一般運動用マット、飛び箱、飛び箱用踏切板、バレーボール器具、移動式バスケット装置、体育運動用緩衝パッド、カラビナ、登山用ヘルメット、登山用ロープ*、キャンプ用テント、トレッキング用ポール、雪上レジャー用ヘルメット、雪上レジャー用ヘッドギア、竹刀、剣道具、卓球台

(6) 家庭用フィットネス用品（8品目）

家庭用トレッドミル、家庭用自転車エルゴメータ、ステッパ、ローイング器具、とびなわ、エキスパンダ、ぶらさがり器具、筋力トレーニング器具

(7) 園芸用品 (4品目)

手動式芝刈り機、高枝ばさみ、屋外用携帯石油バーナー、家庭園芸用噴霧器

(8) 自転車用品 (4品目)

自転車、自転車用・電動車いす用及び走行遊具用のヘルメット、自転車用幼児座席、自転車用空気ポンプ

(9) その他 (10品目)

乗車用ヘルメット*、自動車用携行ジャッキ、自動車用油圧式ガレージジャッキ、自動車用ウインドウォッシャー液、ショッピングワゴン、携帯用簡易ガスライター、綿棒、学童用かさ、炭酸飲料を充填するためのガラスびん、携帯用レーザー応用装置*

SGマーク製品では、万が一の製品欠陥による事故が起きた場合、一定金額の範囲内で対人賠償保険が付いています。事業者がSGマークを表示するには、(財)製品安全協会による認定を受けなければなりません。検査方法には①工場等登録・型式確認と②ロット認定の2つがあります。

①工場等登録・型式確認では継続して基準に適合する製品を製造する能力があるかを審査する観点から、審査合格後の工場で製造された製品のモデル試験(型式確認)を行い、モデルが安全基準に適合していると確認されると一定期間(対象品目毎に異なる)は社内検査で合格した製品にSGマークの表示が可能となるものです。

②ロット認定ではSGマークの表示を希望する製品群(ロット)について同協会指定検査機関による抜き取り検査を行い、合格したロットのみに表示が可能となるものです。認定基準には安全性に必要な外観、構造、寸法、強度、安定性などの物理的性能、材料の特性、さらに製品によっては化学的性能や生物的性能が定められているものもあり、本体表示や取扱説明書に記載すべき事項など対象製品毎に定められています。

<問い合わせ先・参考URL>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

消費生活用製品安全法(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

(概要) http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_gaiyo.htm

(長期使用製品安全点検・表示制度 解説ガイドライン:平成20年8月)

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_1.pdf

財団法人 製品安全協会(SGマーク) http://www.sg-mark.org/KIJUN/kijun_index.htm

本書の利用についての注意・免責事項

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

題 名： 消費財輸入法規ハンドブック 2010 年度版

発 行： 2010 年 10 月

発行所： 日本貿易振興機構（ジェトロ）

不許複製・禁無断転載